HYOSHIN

https://www.shinkin.co.jp/hyoshin/

兵庫信用金庫の現況 2022

HYOSHIN

Disclosure 2022

兵庫信用金庫の現況

地域貢献度の高い信用金庫をめざして

理事長　園田和彦

ごあいさつ

平素は兵庫信用金庫に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、当金庫の経営理念、事業方針をはじめ、財務、業務内容や地域貢献活動について分かりやすくお伝えし、より一層のご理解をいただくことを願い「兵庫信用金庫の現況2022」を作成いたしました。是非ご高覧いただき、当金庫が更に皆さまのより身近な金融機関になることができれば幸いでございます。

さて、令和３年度の我が国経済は、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けることとなりました。緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の解除後も経済活動の再開は思ったほど進んでおらず、企業業績の悪化・倒産の増加・失業者の増加等の負の面が表面化しております。加えて、今年２月にロシアがウクライナに侵攻したことを受け、世界各国はロシアに対する経済制裁を強化しており、ロシアとの貿易取引の停滞、欧州をはじめとする海外経済の減速、原油・天然ガス・石炭の輸入停止による国内の電力不足・資源価格高騰による交易条件の悪化等も相俟って、地域経済を取り巻く環境はより厳しいものとなっており、未だ先行きが見通せない状況にあります。

世界経済に目を向けましても、４月に公表された国際通貨基金（ＩＭＦ）の「世界経済見通し」では、2022年の実質ＧＤＰ成長率の予測を１月時点の予測から0.8%ポイント引き下げ3.6%に、物価上昇率予測は先進国が5.7%、新興国・発展途上国が8.7%と、上方修正しており、景気回復には時間を要するとの見通しです。

また、金融機関を取り巻く経営環境も金融緩和政策の長期化や貸出金利低下による利鞘の縮小、少子高齢化、中小企業数の減少等による収益環境の悪化に加え、業務効率化・コスト削減を目的としたＩＴ化へ向けた環境整備に多額の設備投資が必要となっており、一段と厳しさを増している状況となっています。

このような環境の下、令和３年度の当金庫は、地域に必要不可欠な金融機関としての使命を果たすべく、多様なニーズに応じた金融サービスの提供に向けた営業活動に努めてまいりました。

その結果、当金庫業績は、厳しい経営環境の中ではありましたが、預金の期末残高は、前期比９６億円増加の7，０６３億円、貸出金の期末残高については、前期比１４１億円減少の3，２７２億円となりました。また、収益面においては、経常利益８２７百万円、当期純利益７３５百万円を計上することができました。

令和４年度は、「第９次中期経営計画」の最終年度となりますが、引き続き「顧客」、「組織」、「職員」の3つの観点を柱として、基本方針である１.「お客様との情報関係性を深め、お客様と地域社会の課題に応える」　２.「経営環境の変化に打ち勝つ、健全な業務運営・経営基盤の確立」

３.「地域、お客様の成長を担う人材の育成」のもとに、地域密着型の営業活動を徹底し、役職員が一丸となり微力ながらも会員の皆様並びにお取引先の皆様のお役に立てること、そして、皆様がお住まいの地域に貢献が出来るよう取り組む所存です。これからも、どうか引き続きのご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

また、当金庫は、令和３年４月に「ひょうしんSDGｓ宣言」を制定いたしました。「地域・お客様との‘共通価値’の創造と発展（共存共栄）」を経営の基本方針とし、国連が提唱するSDGｓ（持続可能な開発目標）の達成に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献するよう努めてまいります。

最後に皆様のご健勝とご繁栄を心よりお祈り申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

以上

令和４年６月

CONTENTS

金庫の概要
- 当金庫の概要 …… 02
- 令和4年度の事業方針 …… 03
- 兵庫信用金庫と地域社会 …… 04

経営体制
- 総代・総代会 …… 06
- 組織・役員一覧 …… 08

リスク管理体制
- 内部管理基本方針 …… 09
- リスク管理体制 …… 10
- コンプライアンス態勢 …… 12
- マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー 13
- お客様保護態勢 …… 14

地域密着をめざして
- 中小企業の経営支援 …… 18
- 職場環境向上への取組み …… 21
- お客さま満足度調査の実施報告 …… 22
- 地域貢献・環境推進活動 …… 24
- 沿革・トピックス …… 26

営業のご案内
- 営業のご案内 …… 27
- 手数料一覧 …… 32

資料編（財務内容）
- 開示項目一覧 …… 34
- 令和3年度の業績 …… 35
- 財務諸表 …… 36
- 主な経営指標 …… 41
- 預金・貸出金 …… 42
- 有価証券に関する指標 …… 44
- その他の経営指標 …… 47
- 子会社等に関する事項 …… 50
- 自己資本の充実の状況について …… 54

店舗のご案内
- ひょうしんのネットワーク …… 64

HYOSHIN

コンセプトは未来。ひょうしんのシンボル「のじぎく」を表現しています。アーチ状になったたくさんの丸はテクノロジーとともにお客さまのニーズにお応えしながら、お客さまとともに歩みつづけていくひょうしんと、お客さまの未来のために、ニーズにあった対応を常に心がける強いリーダーシップ精神を表しています。

当金庫の概要

❖ 経営理念

愛と信と和を基に
あふるる活力により
金庫の発展をめざし
私たちの幸福とともに
地域社会に価値ある存在となろう

❖ ビジョン

地域貢献度の高い金融機関

本当に地域が望んでいるものは何かを
お客さまとの“輪”の中から見極め、
以下の三つの信用金庫をめざします。

1. 法令を守る信用金庫
2. 収益力の強い信用金庫
3. 活気のある信用金庫

❖ 金庫の概要 令和4年3月末現在

創　業	昭和6年1月12日	店舗数	40ヵ店
本　店	姫路市北条口三丁目27番地	店外ATM	14ヵ所
会員数	42,581名	役職員数	495名
出資金	2,400百万円		

❖ 当金庫の主要な事業の内容

1 預金業務

■**預金**
当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金を取り扱いしております。

■**譲渡性預金**
譲渡可能な預金を取り扱いしております。

2 貸出業務

■**貸付**
手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱いしております。

■**手形の割引**
商業手形、でんさいの割引を取り扱いしております。

3 内国為替業務

振込、送金および代金取立等を取り扱いしております。

4 有価証券投資業務

預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

5 附帯業務

■**代理業務**
①日本銀行歳入代理店
②地方公共団体の公金取扱業務
③独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
④株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
⑤独立行政法人住宅金融支援機構等の代理貸付業務
⑥信託代理店業務

■**保護預りおよび貸金庫業務**
■**有価証券の貸付**
■**債務の保証**
■**公共債の引受**
■**国債等公共債および証券投資信託の窓口販売**
■**保険商品の窓口販売**
■**電子債権記録業に係る業務**
でんさいネットによる決済サービスを取り扱いしております。

令和4年度の事業方針

❖ 中期経営計画

当金庫は、令和2年度を開始年度とする期間3ヵ年の経営計画「第9次中期経営計画～地域・お客様との『共通価値』の創造と発展～」を策定しております。

本計画におきましては、これまで取り組んできた貸出金を中心とした地域のお客様への貢献を推し進めると共に、お客様との情報関係性を深め、‘ひょうしん’の総合力を発揮し、地域社会やお客様の課題に応え続けることを目指しております。

また、「経営理念」に基づき、以下3つの基本方針を策定しています。

第9次中期経営計画の概要

名　称	第9次中期経営計画 ～地域・お客様との「共通価値」の創造と発展～
期　間	自2020年（令和2年）4月　1日 至2023年（令和5年）3月31日
基本方針	1. お客様との情報関係性を深め、お客様と地域社会の課題に応える 2. 経営環境の変化に打ち勝つ、健全な業務運営・経営基盤の確立 3. 地域、お客様の成長を担う人材の育成

※共通価値：当金庫が、お客様との課題の共有、最適なソリューションを通じて、地域やお客様と共に成長・発展していく好循環の関係をさします。

❖ 令和4年度事業計画

令和4年度は、第9次中期経営計画における3つの基本方針に基づき、右記の重点施策に取り組んでまいります。

当金庫は、これまでお客様との関係性構築の機会を増やし、本当に必要なニーズの把握と最適な解決策を提供することを目指して管理・推進態勢の整備を進め、お客様の課題解決に取り組んできました。

本計画では、これを一層推し進め、お客様の持続的成長が当金庫の収益に結び付くような好循環、すなわち「共通価値」の創造と発展に向け取り組むことで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

持続可能な社会の実現に向けて当金庫は、令和3年4月1日に「ひょうしんSDGs宣言」を公表いたしました。詳しくは、「ひょうしんSDGs宣言（P24）」をご参照ください。

1. お客様との情報関係性を深め、お客様と地域社会の課題に応える

重点施策
（1）お客様と課題を共有し最適な課題解決策を提案・実行する
（2）お客様に寄り添う金融サービスを提供する

2. 経営環境の変化に打ち勝つ、健全な業務運営・経営基盤の確立

重点施策
（1）個人顧客向け金融サービスを充実
（2）有価証券運用・戦略の一層の高度化
（3）店舗戦略を見直し経営資源（ヒト・モノ・カネ）の効率性を高める
（4）職員意識を高め内部管理、リスク管理態勢を強化
（5）しんきん共同センター加盟に向け着実な対応

3. 地域、お客様の成長を担う人材の育成

重点施策
（1）課題解決型営業力を強化
（2）若手・女性職員等の育成強化
（3）役職員間の絆とコミュニケーションの強化

↓

各種施策の実施により、持続可能な社会の実現に貢献する

兵庫信用金庫と地域社会

ひろげましょう 心と心のおつきあい

❖ ひょうしんの地域貢献に関する考え方

当金庫は、姫路・神戸を中心に県下の瀬戸内沿岸地域を主な事業区域として、地区内の中小企業者や住民が会員となって、相互に助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の地域金融機関です。

当金庫は、経営理念の中に「地域社会に価値ある存在となろう」やビジョンとして「地域貢献度の高い金融機関」になることを掲げており、地元の中小企業並びに地域の皆さまに対して、金融を通じた地域経済への貢献が使命であると考えております。特に、皆さまからお預かりした大切なご預金は、地元で資金を必要とする方々にご融資を行い、事業や生活の繁栄のお手伝いをすることで、地域経済の持続的発展に努めております。

今後も、本業である金融機能を介した資金や情報の提供のほか、地域社会の一員として文化面や環境保全などの地道な活動を通じて、地域の皆さまとの絆をより強いものにし、広く地域社会の活性化に貢献してまいります。

※計数は令和4年3月末現在

お客様からお預かりしている預金積金について

地域の金融機関として、お客様からお預かりしている大切な財産を安全・確実に運用し、地域の発展に努めてまいります。また、地域のお客様の資産づくりのお手伝いをするために新商品の開発やサービスの充実に向けて努力してまいります。

※当金庫で取り扱いしております商品については、「営業のご案内」をご覧ください。

■預金積金残高…… 706,301百万円

貸出金以外の運用に関する事項

融資以外の運用については、運用資産の安全性や流動性を重視し、そのリスクを十分把握した上で、収益性を高めるために有価証券投資や預け金の預入等を行っております。また、経済環境の変化や金利・株価・為替等の変動に対応した運用に努めております。

有価証券の期末運用残高は、前期比144億円増加して2,469億円となりました。

保有する有価証券と預金残高の比率(預証率)は、34.9%です。

■余資運用残高……416,981百万円

※余資とは、預け金、コールローン、買入金銭債権、有価証券のことをいいます。

今期の決算について

「顧客や地域から真に必要とされる金融機関」の実現に向け、情報リレーション営業や事業性評価等を推進したものの、新型コロナウイルスの影響等で貸出金利息は減少し、不良債権処理費用は増加しました。

しかしながら、有価証券関連の収益が増加したことや経費削減に努めた結果、当期純利益は7億円を計上することができました。

地域のお客様へのご融資について

お客様からお預かりしている大切な預金積金は、地元企業の健全な発展と地域社会の活性化を目的として還元しております。また、様々な事業資金や個人消費資金ニーズにお応えするため各地方公共団体の融資制度等を活用し、融資商品の拡充に努めてまいります。

※当金庫で取り扱いしております商品については、「営業のご案内」をご覧ください。

■貸出金残高…… 327,234百万円
■預金積金に占める貸出金の割合…46.33%
■貸出金残高の内訳
　事業性資金…… 219,293百万円
　個人向け資金…… 79,016百万円
　地方公共団体向け資金… 28,924百万円

取引先へのご支援等について

当金庫は、地域に密着した金融機関として、地域の皆様に貢献することをめざし、財務面の問題はもとより、販路開拓、人材確保の支援及び事業承継等、お客様のライフステージに合わせた相談ニーズに幅広く対応できる態勢を整えております。様々な外部の専門機関とも連携を図りつつ、本部と営業店とが一体となってサポートに努めております。

「ひょうしん」はお客様との対話を通じてお客様本位の良質な金融サービスを提供いたします。

総代・総代会

❖ 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、お客さま満足度調査を実施するなど日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。

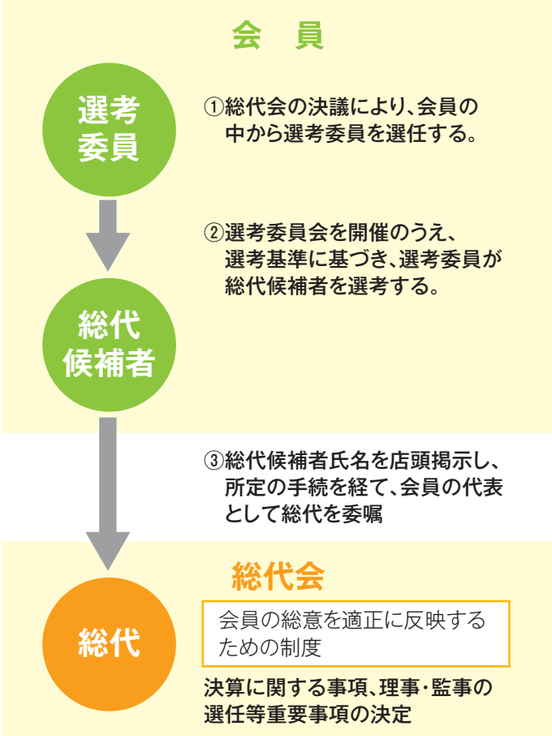

❖ 総代とその選任方法

❶ 総代の任期・定数

- ●総代の任期は 2年です。
- ●総代の定数は130人で、会員数に応じて各選任区域ごとに定めています。

なお、令和4年6月末現在の総代数は130人で、会員数は42,439人です。

❷ 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
②総代候補者選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選任する。
③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

総代候補者選考基準	
①資格要件	●当金庫の会員であること
②適格要件	●人格、識見に秀れ、良識をもって正しい判断ができる方 ●地域における信望が厚く、総代として相応しい方 ●金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有し、金庫の発展に寄与できる方 ●80歳未満の方 ●その他総代選考委員会が適格と認めた方

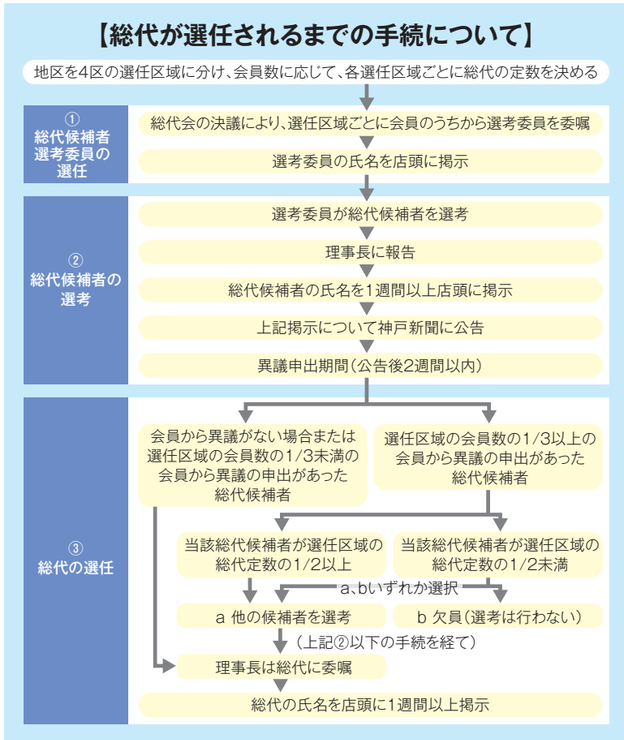

❖ 第48期通常総代会の決議事項

令和4年6月21日開催の第48期通常総代会において、下記事項の報告の後、次の各議案が付議され、それぞれ原案どおり承認されました。

①報告事項
第48期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

②決議事項
第1号議案　剰余金処分案承認の件
第2号議案　会員の法定脱退（除名）の件
第3号議案　任期満了に伴う理事8名選任の件
第4号議案　任期満了に伴う監事2名選任の件

❖ 総代の氏名 （令和4年6月末現在）※氏名の後の数字は総代への就任回数

第1地区　姫路市、たつの市、宍粟市、揖保郡及び神崎郡（52人）

朝生大吉④　阿比野剛⑨　井上明久②　植田誠一郎②　大西健一⑫　大西雅之③　岡田兼明⑨　岡部泰典①　勝間功雄③
加藤勝洋⑥　金城裕満⑤　神崎文吾②　間鍋延一④　木津眞人⑥　栗田　浩②　合田　博⑤　佐和吉敬⑪　澤田脩一⑨
重岡良則⑥　諏訪芳一⑫　羅川英毅③　髙島眞一郎⑪　立花　充⑧　田寺宣文②　田中康則⑪　茶畑真一⑬　利安宏文②
永井敬裕⑬　中尾泰三⑤　永岡準司⑧　長澤靖明①　西村憲行①　服部晴明③　濱本博司⑧　早瀬竜太郎⑪　平野勝也⑨
福山一郎⑥　藤井邦彦①　藤本浩一⑨　藤橋拓志⑨　帽田泰輔⑤　本田明良⑧　本田眞一郎⑤　松原康浩④　三木典子②
水田裕一郎③　水本雅史⑫　村角伸一⑩　矢野善人⑧　山野博也②　横田昌彦④　横野修三⑧

第2地区　赤穂市、相生市、赤穂郡及び佐用郡（17人）

天野隆裕⑪　大木善夫⑫　小河清之⑤　小川　寛①　奥藤利文①　司波尚俊⑨　重田博雄⑤　谷本　学⑪　塚崎　純⑤
寺田祐三⑪　西田欣泰④　前田邦稔②　松井勝彦⑤　湊　信秀④　目木敏彦⑨　湯淺松樹⑥　横山弘介⑫

第3地区　高砂市、加古川市、加西市、小野市及び加古郡（10人）

太田久之④　大西俊二⑧　栗原直樹②　助永嘉伸⑤　仲上常幸⑨　濱中幹雄⑦　林　藤雄④　蓬莱昭治②　圓山善輝⑨
横山喜幸⑦

第4地区　明石市、三木市（旧美嚢郡吉川町を除く）、神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、宝塚市及び三田市（51人）

荒巻道洋③　安藤文久⑥　石坪浩一⑥　石原良樹⑦　上田耕司⑩　榎　修滋⑨　大橋　博⑭　大道公一②　岡澤和俊⑧
岡田和代⑨　奥田一弥⑩　乙守典厚⑰　小野純夫⑩　小野成伍⑩　春日秀樹⑰　河野賢三⑩　木村康次郎⑦　小口壽一⑦
鈴木祐一⑤　須藤明彦④　角南忠昭⑮　髙島武郎③　田上育宏②　武井宏之⑥　竹森莞爾⑨　塚本哲夫⑪　槌橋悦次③
道満雅彦⑩　富永彰良⑩　中内　仁⑧　中野宏一郎⑥　橋本和典⑤　平岡謙二④　藤　秀満⑭　藤井栄蔵⑩　藤田　勉⑨
藤田祐宏①　藤本雅也⑦　前田靖文⑭　丸山恵右⑪　水垣宏隆⑨　南　修理⑥　本谷兼三⑮　安井和樹⑩　安田寛造②
安場賢志①　山口　元⑦　尤　昭福⑨　吉谷博光④　米田篤史③　脇坂安知⑦

以上 130人　50音順（敬称略）

❖ 総代の属性別構成比

- ●職業別／法人役員127人（97.7%）、個人事業主3人（2.3%）
- ●年代別／70代以上51人（39.2%）、60代41人（31.6%）、50代32人（24.6%）、50代未満6人（4.6%）
- ●業種別／製造業32人（24.6%）、卸・小売業28人（21.5%）、建設業31人（23.8%）、サービス業11人（8.5%）、不動産業8人（6.2%）、その他20人（15.4%）

※法人役員の方は属されている法人の業種で分類しています。

組織・役員一覧

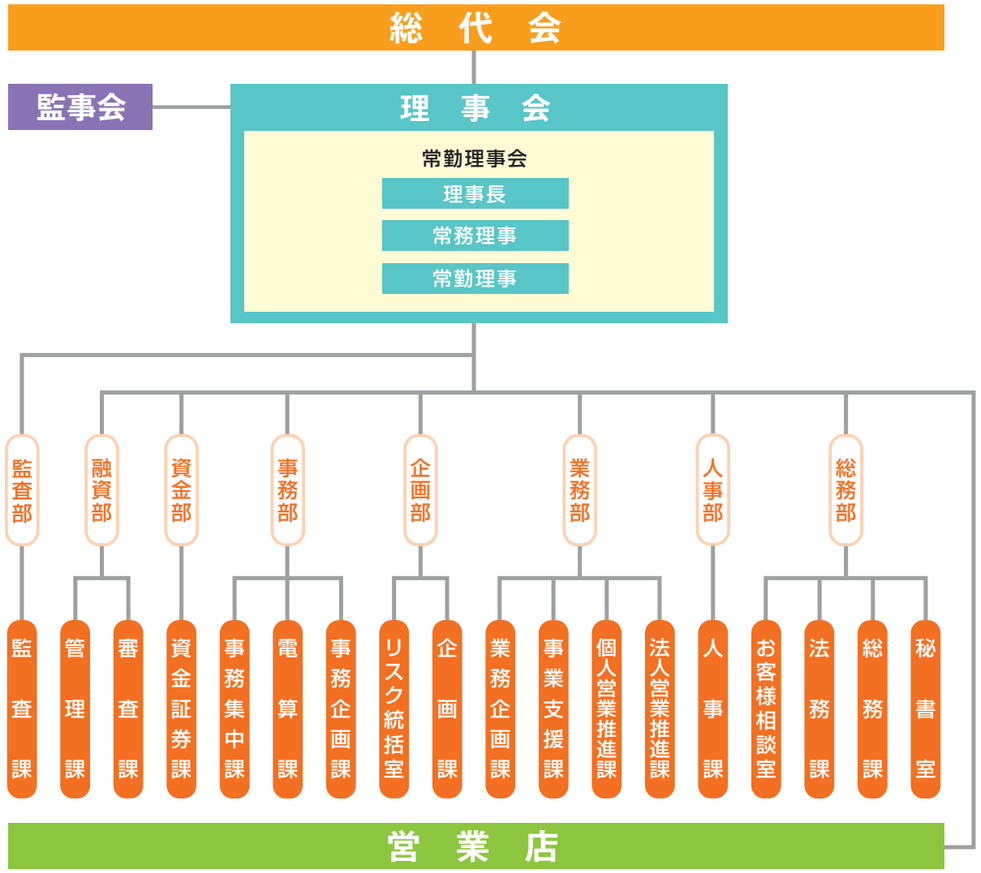

役員

理事長（代表理事）	園田和彦	常勤理事	津元健志
常務理事（代表理事）	井上和明	非常勤理事	新　尚一（※1）
常務理事（代表理事）	益尾匡則	非常勤理事	澤田　恒（※1）
常勤理事	垣内良基	常勤監事	伊藤　寛
常勤理事	後藤　武	非常勤監事	北本　敏（※2）

※1　理事　新 尚一、澤田 恒は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
※2　監事　北本 敏は、信用金庫法第３２条第５項に定める員外監事です。

執行役員

執行役員	所　招生	執行役員	船引紀昌
執行役員	阿在知彦		

会計監査人

有限責任　あずさ監査法人

（令和4年6月末現在）

内部管理基本方針

当金庫はビジョンとして、地域貢献度の高い金融機関となることを掲げ、これを具現化するために「①法令を守る信用金庫、②収益力の強い信用金庫、③活気のある信用金庫」を目指しております。

また、業務の健全性や適切性を確保するための揺るぎない内部管理態勢があってこそ、地域社会と共存・共栄が可能な地域貢献型の金融機関であることを経営の方針としております。

理事会はこれらビジョンや経営の方針に基づき、以下のとおり、当金庫の業務の健全性や適切性を確保するための態勢整備に係る内部管理基本方針を定め、組織全体に周知させることにより、地域の皆様に、より一層の安心・信頼をお届けしてまいります。

内部管理基本方針

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、その実践に係る基本方針及び遵守基準を定めた「コンプライアンス・ポリシー」を策定する。かつ、役職員が遵守すべき主な法令等を列挙し、違反行為の防止や早期発見をするための具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」及びコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定する。また、各規定を全役職員に配付し組織全体に周知させる。

（2）顧客保護等管理の整備・確立についても顧客保護及び顧客利便向上の観点から経営の最重要課題の一つとして位置付け、その基本理念・対応方針等を定めた「顧客保護等管理方針」「顧客保護等管理規定」を策定し、全役職員に周知徹底する。

（3）法令等遵守・顧客保護等管理に関する事項を一元管理する統括部門を設置するとともに本部各部および営業店毎にコンプライアンス担当者を配置し、統括部門との連携を図る。また、公益通報者保護の窓口として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接統括部門の管理者に報告・相談等を行うことができるコンプライアンス相談窓口を設置する。

（4）法令等遵守・顧客保護等管理に係る諸施策を具体的に検討・評価し、コンプライアンス体制を確立するためコンプライアンス委員会を設置する。同委員会にて、不祥事件等重大なコンプライアンス違反の恐れがあるとの結論に至った場合は、直ちに理事長に報告するとともに、付議基準に該当する案件は理事会、常勤理事会に付議する。

（5）上記の法令等遵守・顧客保護等管理に係る管理態勢に基づき、それらを補完し、コンプライアンス体制をより適切なものとするために、各下位規定を整備し周知する。

（6）監査部門は、内部管理態勢の有効性および適切性に係る検証を行い、その結果について、担当理事を通じ常勤理事会に報告する。また、年度内部監査実施状況について、担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告するとともに、重要事項については、都度担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告する。被監査部門に対しては、必要に応じて改善すべき事項を提案し、その改善状況を検証する。

2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（1）当金庫の理事の職務の執行に係る情報・文書は、「理事会規定」、「常勤理事会規定」等に基づき議事録を作成し、適切に保存・管理する。

（2）当金庫の理事および監事はこれらの文書を常時閲覧することができる。

3. 当金庫の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

（1）金庫業務に係る各種リスクを統合的に把握・管理し、適正なリスクの範囲内での業務運営を図るため「リスク管理基本規定」及びリスクカテゴリーに応じた管理規定を定めるとともに、年度ごとにリスク管理方針を策定し、金融情勢の変化に対応する。

（2）各種リスクを管理するリスク管理主担当部門及び各種リスクを統合し管理できる体制を整備し、リスク管理の実効性および相互牽制機能を確保する。

（3）リスク管理主担当部はリスクの状況を定期的又は必要に応じて随時ALM委員会等を通じ、リスク管理委員会に報告する。リスク管理委員会は、各担当部門が管理する各種リスクを統合的に管理し、リスク管理状況の検証およびリスク状況の報告を受け、今後の対応につき討議・検討する。また、経営に重大な影響を与える事案については理事会に対し随時報告する。

（4）監査部門は、リスク管理態勢の有効性および適切性に係る検証を行い、その結果について、担当理事を通じ常勤理事会に報告する。また、年度内部監査実施状況について、担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告するとともに、重要事項については、都度担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告する。被監査部門に対しては、必要に応じて改善すべき事項を提案し、その改善状況を検証する。

（5）大規模自然災害、重大なシステム障害及び風評リスク等緊急事態の発生時に生じ得る損害や影響を最小限に抑えるため、理事会により改廃される「危機管理・業務継続方針」、「緊急時対応基準（コンティンジェンシープラン）」、「業務継続基本計画」に基づき、平時より危機管理体制、業務継続体制を整備する。

4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）理事会とその委任を受けた審議・決定機関である常勤理事会を一体化した意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営および付議事項等は「理事会規定（および同付議基準）」および「常勤理事会規定（および同付議事項）に定める。

（2）理事会は、業務運営・業務分掌・職務権限等に関する諸規定を策定し、効率的な職務遂行を実践する。

（3）理事会は、経営方針、経営計画、業務・態勢に係る基本方針等を定める。

5. 次に掲げる体制その他の当金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制

（1）当金庫の子法人等の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（第3項および第4項において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制

①子法人等の担当理事は、関連会社管理規定等に基づき、子法人等から経営上の重要事項に関する報告を受ける。

②当金庫関係部及び子法人等の定例会を定期的に開催し、経営上の課題等について協議するとともに、当該子法人等の経営上の重要事項に関する報告を受ける。

③内部監査部門は、定期的又は必要があると認められるときは、法令等に抵触しない範囲において、コンプライアンス及びリスク管理の観点から子法人等への監査を行い、その結果を代表理事へ報告する。

（2）当金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

①子法人等の規模や特性等を踏まえ、業務内容に応じた管理部門を関連会社管理規定及び関連会社管理マニュアルに定める。

②子法人等担当理事及び統括部門、並びに当金庫が就任させた非常勤の取締役、監査役は、当該子法人等の取締役会、株主総会、並びに重要な会議等に出席し、リスク管理に係る諸問題を把握・検討・管理する。

（3）当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当金庫は、子法人等における業務分掌、職務権限をそれぞれ業務運営規定、職務権限規定に定めると共に関連会社管理マニュアルで詳細に明記する。

②子法人等に係る統括部門または管理部門は、相互に意思の疎通を図り、グループとしての円滑な事業運営に資するため、子法人等の規模や特性等を踏まえて定期的な会議を開催する。

（4）当金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①監査部門は、子法人等の法令等遵守態勢の有効性及び適切性に係る検証を行い、その結果は監査部門担当理事を通じ理事会等に報告する。重要事項については、都度監査部門担当理事を通じ、理事会等に報告する。

②監査部門は、子法人等及び子法人等統括部門に対しては、必要に応じて改善すべき事項を提案し、その改善状況を検証する。

③当金庫グループにおける法令違反等の未然防止と早期解決を図るため、子法人等の取締役等及び従業員も当金庫の内部通報制度を利用することができる。

6. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

（1）当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合は、理事会は監事と協議のうえ、十分検証できる能力を有する職員を配置できることとする。

7. 前条の職員の当金庫の理事からの独立性に関する事項

（1）当金庫の監事の職務を補助すべき職員の人事に関する事項の決定については、予め監事に同意を求めることとする。

8. 当金庫の監事の第6条の職員に対する指示の実効性確保に関する事項

（1）当金庫の監事の職務を補助すべき職員が監事監査業務の補助を行う場合は、監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないこととする。

9. 次に掲げる体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制

（1）当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告するための体制

①当金庫の理事は次に定める事項について、事態認識後直ちに監事に報告することとする。ただし、監事が出席した会議等で報告、決議された事項は対象としない。

・理事会及び常勤理事会で決議された事項
・当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
・経営状況に関する重要な事項
・内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
・重大な法令、定款違反
・公益通報の状況及び内容
・その他コンプライアンス上重要な事項

②職員は前項に関する重大な事実を認識した場合には監事に直接報告できるものとする。

③当金庫の監事は理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができるものとする。

（2）当金庫の子法人等の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する役員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当金庫の監事に報告するための体制

①子法人等の役職員が、法令、定款違反又はその可能性のある事実を発見した場合や当金庫又は子法人等に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合には、当金庫の監事又は法務課・人事課へ報告を行う。なお、法務課・人事課に当該報告がなされた場合にあっては、法務課・人事課は監事への報告を行う。

②当金庫の監事は、子法人等の役職員に対して、その職務において必要な事項の報告を求めることができるものとし、その要請を受けた者は、監事に対して速やかに適切な報告を行う。

③当金庫の監事は、その職務において必要な範囲において、子法人等の業務執行に係る重要な書類を閲覧できるほか、必要に応じて担当部門に説明を求めることができる。

10. 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（1）当金庫の監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い（人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む）を行うことを禁止する。当該事項をコンプライアンス・ポリシーの「公益通報者の保護について」で表明する。

11. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

（1）当金庫の監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）当金庫の監事は、理事会また常勤監事にいたっては常勤理事会、リスク管理委員会等の会議に出席し、業務の執行状況等について適切な監査の実施に努める。

（2）当金庫の監事は、会計監査人、監査部門およびコンプライアンス部門等と定期的に意見交換を行い、実効的な監査を実施する体制を確保する。

リスク管理体制

当金庫はリスク管理を経営の重要課題と認識し、リスク管理の強化・高度化に向けた取り組みなど適切なリスク管理を行うための態勢・運営により、経営の健全性確保と適切な収益の確保に努めております。

リスク管理体制の整備についても、「リスク管理基本規定」を基に各リスクの管理規定及び「年度リスク管理方針」を制定するとともに、定量的なリスク管理等を定めた「統合的リスク管理規定」、各リスクの計量化方法などを定めた「各リスク計測マニュアル」を定め、リスク管理の充実・強化に努めております。

リスク管理の体制図

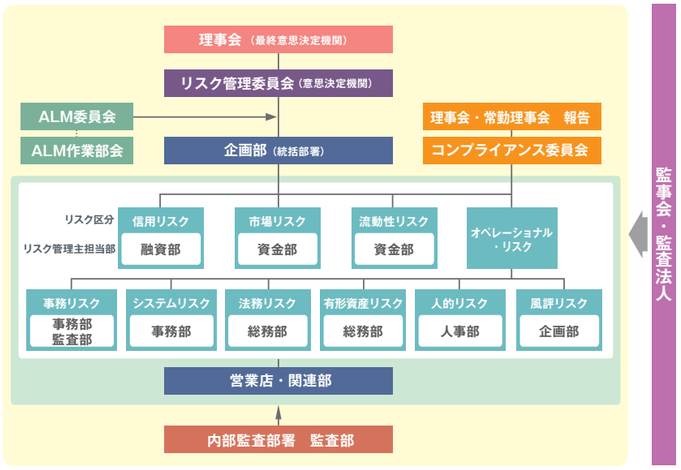

❖ リスク管理体制の概要

当金庫は、リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するほか、経営陣によって構成された『リスク管理委員会』を設置し、金庫全体のリスク状況を統合的に把握・管理する体制をとっております。

『リスク管理委員会』ではリスク状況を定期的に議論するほか、金融環境の変化時には即座に同委員会を開催するなど機動的な態勢をとっております。更に、リスク管理の実効性を確保するため、組織上独立した内部監査部署による内部監査、監事および監査法人による外部監査を実施しております。

❖ 統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等のリスクを各カテゴリー毎に評価し総体的に捉え、定量的に把握・合算したリスク総量を経営体力(自己資本)と比較・対照する等の方法により適切な管理を行うことです。

市場リスクおよび信用リスクについては、それぞれバリュー・アット・リスク（VaR）を計測しています。またオペレーショナル・リスク相当額の算出については、バーゼルⅡにおける基礎的手法を採用しています。

当金庫では、最低所要自己資本比率や健全性の確保を考慮したリスク限度枠を設け、収益計画や市場動向を勘案し市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、預貸金の金利リスクの各リスクにリスク資本の配賦を行っています。これらのリスク限度枠やリスク資本の配賦はリスク管理委員会での協議を経て理事会で決定しています。

当金庫は、経営として許容できる範囲にリスクを制御し適正な収益を上げるため、統合的なリスク管理態勢の整備及び充実に取り組みしております。

信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の業況が悪化し貸出金などの元本や利息の回収が困難となり損失を被るリスクです。当金庫は、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を定めた「クレジットポリシー」を制定し、役職員に理解と遵守を促し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。更に、与信先の信用度を反映した信用格付制度の導入やリスクに見合う貸出金利のプライシング設定などによりリスク管理の強化に向け取り組みしております。

また、「資産査定規定」「資産査定実施マニュアル」「償却及び引当規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率により算出された貸倒引当金は、その結果につき、監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

信用リスク管理システム

信用リスク管理態勢強化の一環として信用リスク管理システムを導入しております。

信用リスク管理システムは、「格付システム」「自己査定システム」「実績率システム」「償却引当システム」「計量化システム」で構成されており、法人信用格付・個人事業主格付並びに随時査定・月次査定等を通じて貸出資産の健全性確保および不良債権の発生未然防止に努めております。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利や有価証券の価格、為替などの相場が変動することにより、保有する資産の価格が変動し、損失を被るリスクのことです。

当金庫では、経営体力に応じたリスクの範囲内で、健全性を重視し、さらに収益性を高めることを基本とし、統合的に管理しています。

また、債券の種類別残高や低格付債券ならびに仕組商品残高の限度額等の遵守状況や損益状況等の適切なモニタリング体制にくわえ、バリュー・アット・リスクによるリスク限度額および日次のアラームポイントを設定し、相場変動に伴う損失を一定範囲内に制御する体制を整えております。

バックテスティング

日次ベースで算出されたバリュー・アット・リスク(VaR)量と評価損益との関係を検証するバックテスティングを実施しています。予測したVaR量を上回る評価損失が発生した場合は、リスク管理委員会を開催しリスク管理方針や運用計画等について協議する態勢としています。

ストレステスト

ストレステストとは、「起こりうる可能性はあるが、通常のリスク管理からは除外して考える」ような市場の大きな変化に対して、保有する資産の価値がどの程度毀損するかを把握する手法です。

当金庫は、「金利125BP上昇と株価20%下落及び為替20%変動」をストレス事象と定義しストレステストを行っています。これは、ブラックマンデー時の株価下落と運用部ショック時の長期金利上昇及び1998年通貨危機時の為替変動を想定したものです。この他、「VaRバックテスト超過時の市場環境」によるストレステストを行い損失額を把握しています。

金利リスク管理

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫は、定期的に評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、銀行勘定の全ての資産、負債、オフバランス取引を対象に、一定のストレス的な金利変動シナリオを想定した場合に発生する損失額(金利リスク)の計測や、金利更改期を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響などを定期的に評価し、ALM委員会等で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期しない資金流出により資金繰りが悪化したり、著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。当金庫では、安全性を優先し、健全な資金ポジションの構築、維持を図ることを基本としております。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、「内部プロセス・人・システムが不適切あるいは機能しないこと、または外部要因により生じる損失に関するリスク」をいい、事務リスク・システムリスク等を含む広義の概念です。オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、「リスク管理基本規定」や各種リスク管理規定を踏まえ、組織体制を整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

また、「お客様相談室」の設置による苦情・トラブルに対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティー体制の整備、各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。

なお、当金庫のオペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法を採用しております。

事務リスク

事務リスクとは、預金や融資、為替等の事務を適切に処理しなかったため生じる事故、不正等を起こすことで損失を被るリスクをいい、当金庫では、事務規定の整備、臨店検査、店内検査、並びに事務指導、研修体制の強化により、事務リスク発生の未然防止の措置を講じ、事務品質の向上に努めております。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動により損失を被ったり、不正使用や情報漏洩等によって損失を被るリスクをいいます。当金庫では、システムの管理手順を定め、システムの安全かつ円滑な運用と不正防止のための管理態勢をとっています。また、定期的に外部監査を受け、システムの信頼性・安全性の確保に努めております。

法務リスク

法務リスクとは、当金庫の経営やお客様とのお取引などにおいて、法令や契約書および金庫内部規定や社会規範等を遵守しないことから生じる損失・損害を被るリスクをいいます。当金庫は、経営理念、企業行動綱領、コンプライアンス・マニュアル等に基づき、態勢の整備を行い、地域社会からより信頼される企業づくりに取り組んでまいります。

有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損失を被るリスクをいいます。当金庫は、適切な管理態勢の整備とリスク軽減に向けた取り組みを進めております。

人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正および差別的行為(セクシャルハラスメント等)から生じる損失・損害を被るリスクをいいます。当金庫は、各種人事関連規定の整備や通報窓口の設置など公正な人事運営に努めるとともに、教育・研修や職場指導等により、適切な管理を行っております。

風評リスク

風評リスクとは、当金庫に関する報道、記事、噂等により当金庫の評判が低下し、信用が毀損されることにより生じる損失・損害を被るリスクをいいます。当金庫は、これからも、「地域社会に価値ある存在」となるよう地域密着の信用金庫を目指し、お客様との強い信頼関係の構築に努めてまいります。

コンプライアンス態勢

❖ コンプライアンス態勢

コンプライアンスとは、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を全うすることです。

当金庫では、高い企業倫理に従って透明で公正な事業活動を行うべく、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、コンプライアンスへの積極的な取組みを行っております。

組織体制としては、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係る諸施策を具体的に検討・評価、指示するとともに理事会等への報告・提議を行うなど、一連の事案を総合的に管理しております。また、コンプライアンス統括部署として、平成17年1月に「法務課」を新設し、コンプライアンス態勢のさらなる強化を図っております。

啓発活動としては、「コンプライアンス・ポリシー」「コンプライアンス・マニュアル」等の規定を全職員に配付、また、本部研修、各部店での勉強会を定期的に実施し、コンプライアンスの啓発・指導に努めております。

平成17年4月から「個人情報保護法」、平成28年1月から「マイナンバー法」が施行され、当金庫におきましても、「個人情報保護宣言」にてお客様の個人情報の利用目的を公表する等、同法律に基づいた個人情報保護管理体制の整備を行っております。

また、平成18年4月施行の「公益通報者保護法」に対応する態勢も整えております。

これからも、コンプライアンスを最優先させ、地域社会からより信頼される企業づくりに取り組んでまいります。

《 コンプライアンス組織体制図 》

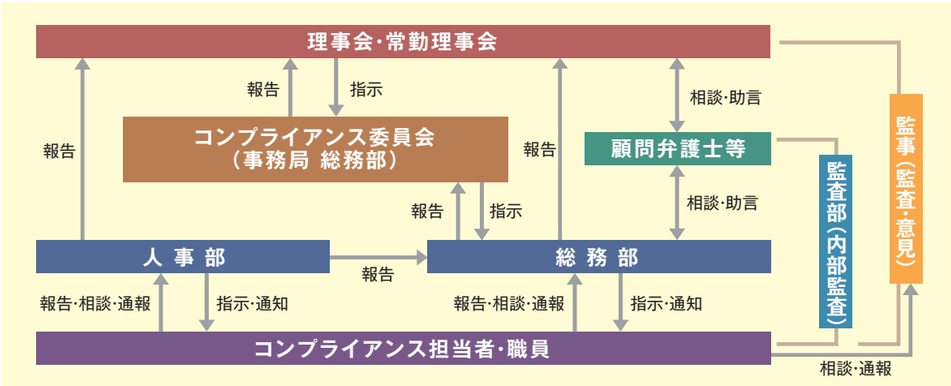

❖ 当金庫の企業行動綱領

1. 信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
4. 経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。
5. すべての人々の人権を尊重する。
6. 従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。
7. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
8. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。
9. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

（「コンプライアンス・ポリシー」より）

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー

❖ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー

兵庫信用金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

理事会は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。具体的には、組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえたポリシー・規定・手順等の策定、マネロン・テロ資金供与リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について主導性を発揮します。

また、自金庫のマネロン・テロ資金供与リスクが変化した際や、運営上の課題が確認された場合には、改めてポリシー・規定・手順等の見直しを検討し、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

2. 管理態勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部は総務部とし、総務部が関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取組みます。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。

5. 疑わしい取引の届出

営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6. 資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、主管部である総務部による営業店、ATM等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

顧客からの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業店、ATM等を活用して、顧客からの理解を得るための周知、広報活動に取組みます。

以上

お客様保護態勢

❖ 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、信用金庫業務を通じ、「愛と信と和を基に、あふるる活力により金庫の発展をめざし、私たちの幸福とともに地域社会に価値ある存在となろう」という経営理念のもと、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）について、下記の考え方、方針に基づき適正かつ厳格に取扱うことを宣言いたします。

制定日　平成17年 4月 1日
改定日　令和 4 年 4月 1日
兵庫信用金庫
理事長　園田和彦

個人情報保護方針

1. 当金庫は、お客様の個人情報等の取扱いに関し、個人情報等の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。
2. 当金庫は、個人情報等の取得、利用にあたっては、その利用目的を特定することとし、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報等の取扱い（目的外利用）はいたしません。また、目的外利用を行わないために、適切な管理措置を講じます。
3. 当金庫は、ご本人の同意を得ている場合、法令に基づく場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはいたしません。
4. 当金庫は、個人情報等の取扱いに関する苦情及び相談を受けた場合は、その内容について迅速に事実関係等を調査し、合理的な期間内に誠意をもって対応いたします。
5. 当金庫は、取得した個人情報等を適切に管理するため、組織的・人的・物理的・技術的な安全対策措置を講じ、個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止及び是正に取り組みます。
6. 当金庫は、社会情勢・環境の変化を踏まえて、継続的に個人情報保護に関する個人情報保護マネジメントシステムを見直し、個人情報保護への取り組みを改善していきます。

個人情報等の取扱い

1. 個人情報とは

本個人情報保護宣言における「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。）、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。
なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。
（1）身体の一部の特徴をコンピューター処理できるよう変換したデータ
　＜例＞顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
（2）国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号
　＜例＞運転免許証番号、パスポート番号、個人番号（マイナンバー）等

2. 個人情報等の取得・利用について

（1）個人情報等の取得

- 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所、氏名、電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
- お客様の個人情報は、
　①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
　②営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項
　③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
　④各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
　⑤その他一般に公開されている情報
　等から取得しています。

（2）個人情報等の利用目的

- 当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはございません。

A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的
（利用目的）
①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため（お取引解約・終了後に行うものも含みます。）
⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
⑫各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
⑬その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
（法令等による利用目的の限定）
①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的
①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
④非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
⑤預金口座付番に関する事務のため
上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

（3）ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、お取引のある営業店もしくは右記の当金庫相談窓口までお申出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つようにいたします。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求（第三者提供記録の開示も含みます。）があった場合には、請求者がご本人（又は正当な代理人）であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客様本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客様からの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。手続に必要な書面の様式、ご本人又は代理人であることの確認方法等についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。
当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規定等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。
（1）個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
（2）取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
（3）個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規定等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
（4）個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
（5）個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
（6）アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。
■ キャッシュカード発行・発送に関わる事務
■ ダイレクトメールの発送に関わる事務
■ 情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客様から同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。
また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。
※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供します。
この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客様のご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます）。

8. 加盟する認定個人情報保護団体について

当金庫は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報等の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。
（苦情・相談窓口）　日本証券業協会　個人情報相談室　TEL：03−6665−6784
　　ホームページ：https://www.jsda.or.jp/

9. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の相談窓口までご連絡下さい。

【個人情報保護管理責任者】 兵庫信用金庫 総務部担当理事
【個人情報等に関する相談窓口】 兵庫信用金庫 総務部
フリーアクセス：0120-685-123（受付時間 平日 8:45～17:00）
Eメール： houmubu@hyoshin.jp

❖ 金融商品販売に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、金融商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な勧誘・販売に努めます。
2. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
3. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
4. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
5. 当金庫はお客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
6. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

（注）当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の『企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務』および『個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更』に関しても本勧誘方針を準用いたします。

❖ 「お客様相談室」の設置

平成18年2月に苦情・トラブル対応専任部署として「お客様相談室」を設置し、お客様からの苦情等に対して、迅速、的確に対応できる体制を構築しております。

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店またはお客様相談室で受け付けています。

❶苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
❷事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等およびお客様相談室にて連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
❸苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。
苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

兵庫信用金庫 お客様相談室	住　所	〒670-0935　姫路市北条口三丁目27番地
	フリーアクセス	フリーアクセス ひかりワイド FREE **0120-685-123** 受付時間／平日 9:00～17:00
	受 付 媒 体	電話、文書、面談、Eメール（houmubu@hyoshin.jp）

※お客さまの個人情報は、苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

❹当金庫のほかに、一般社団法人 全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記お客様相談室にご相談ください。

全国しんきん相談所 （一般社団法人 全国信用金庫協会）	住　所	〒103-0028　東京都中央区八重洲1-3-7
	電 話 番 号	03-3517-5825
	受 付 日 時	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く）9:00～17:00
	受 付 媒 体	電話、文書、面談

❺兵庫県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、お客様相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。尚、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

名　称	兵庫県弁護士会 紛争解決センター	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住　所	〒650-0016 神戸市中央区橘通 1丁目4番3号	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	078-341-8227	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日時	月～金（祝日、お盆、年末年始除く） 9:00～17:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

※上記東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、「現地調停」「移管調停」の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。詳しくは東京三弁護士会、全国しんきん相談所またはお客様相談室にお尋ねください。

お客様保護態勢

❻ 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

(1)営業店および各部署に責任者としてコンプライアンス担当者をおくとともに、お客様相談室がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
(2)苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署およびお客様相談室が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
(3)苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて対応状況の進捗に応じた適切な説明を当該営業店・部署あるいはお客様相談室から行います。
(4)お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介いたします。
(5)紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
(6)お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
(7)苦情等への対応が実効あるものとするため、監査部およびコンプライアンス委員会が検証する態勢を整備しています。
(8)苦情等に対応するため、関連規定等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
(9)お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
(10)苦情等への取組体制

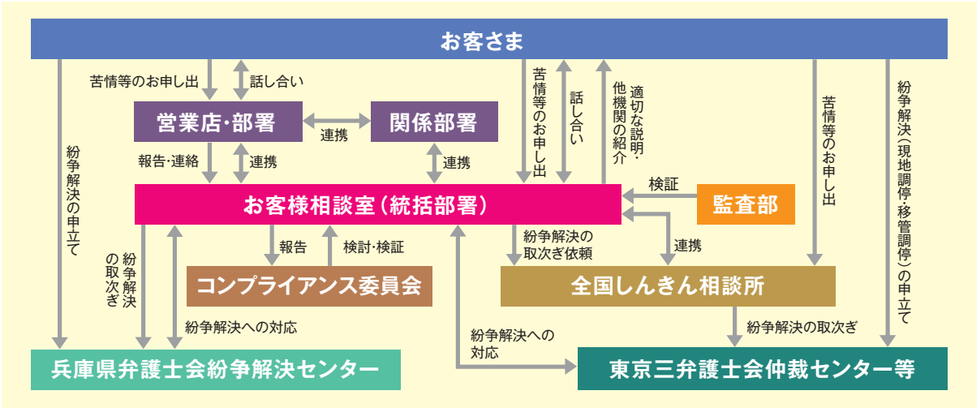

❖ 振り込め詐欺救済法への対応

平成20年6月21日に「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」(いわゆる「振り込め詐欺救済法」)が施行されました。

この法律は、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ滞留している犯罪被害金を振り込め詐欺等の犯罪被害に遭われた被害者の方に返還する手続等について定めた法律です。

当金庫では、法律の定める手続により被害に遭われた場合の資金の返還対応に努めてまいります。振込先が当金庫の方は、右記の連絡受付窓口までご相談ください。

尚、振込先の預金口座が当金庫の預金口座でない場合は、振込先の金融機関にご相談ください。

振り込め詐欺等の犯罪に利用された預金口座に関する情報については、順次「預金保険機構」のホームページでご覧になれます。

●預金保険機構のホームページ
URL：https://furikomesagi.dic.go.jp/

「振り込め詐欺救済法」及び貸付条件の変更等に関する苦情相談お問い合わせ窓口

お客様相談室(フリーアクセス)

フリーアクセス ひかりワイド FREE **0120-685-123**

受付時間／平日　9:00～17:00

❖ 金融円滑化への対応

当金庫では、「地域金融円滑化のための基本方針」「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規定」等を策定し、地域金融の円滑化に必要な措置・態勢整備を図っており、その一環として、新規融資や貸付条件の変更等の申込等に対するお客様からの苦情相談への対応体制についても適切に整備を行っております。

尚、お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談につきましても、右記の相談窓口をご利用ください。

❖ 偽造・盗難キャッシュカード被害が発生した場合の補償

万一、個人のお客様が被害に遭われた場合は、原則として当金庫が被害額を補償させていただきます。ただし、お客様に「重大な過失」または「過失」がある場合には、被害額の全部または一部について当金庫が補償いたしかねる場合がございますので、十分ご注意下さい。

被害額の補償範囲

	お客様に重大な過失または過失がなかった場合	お客様に過失があった場合	お客様に故意または重大な過失があった場合
偽造キャッシュカード被害	原則として被害額の全額を補償させていただきます ※1		被害額は補償いたしかねる場合があります
盗難キャッシュカード被害	原則として被害額の全額を補償させていただきます ※2	原則として被害額の75%を補償させていただきます ※2	

※1 補償にあたっては、当金庫所定の書類をご提出いただくとともに、キャッシュカードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査にご協力くださいますようお願いいたします。
※2 補償を請求するためには、次の要件を満たしている必要があります。
①キャッシュカードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行なわれていること
②当金庫の調査に対し、お客様より十分な説明が行なわれること
③お客様が当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることやその他盗難にあったことを推測するに足る事実の確認ができるものを示していること

お客様の重大な過失となりうる場合

❶ 他人に暗証番号を知らせた場合 ※
❷ 暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
❸ 他人にキャッシュカードを渡した場合 ※
❹ その他 ❶～❸ までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

※病気の方が介護ヘルパーなどに対して暗証番号を知らせたうえでキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

お客様の過失となりうる場合

❶ 次の【1】または【2】に該当する場合

【1】当金庫から生年月日などの推測されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行なわれたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管していた場合

【2】暗証番号を安易に他人が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

❷ ❶のほか、次の【1】のいずれかに該当し、かつ、【2】のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

【1】暗証番号の管理
ア. 当金庫から生年月日などの推測されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行なわれたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合
イ. 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当金庫の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合

【2】キャッシュカードの管理
ア. キャッシュカードを入れたお財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、他人に容易に奪われる状態においた場合
イ. 酔ていなどにより通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

❸ その他❶、❷の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

盗難キャッシュカード被害が発生した場合の留意点

お客様に故意、重大な過失または過失があった場合のほか、次のケースにも補償いたしかねる場合があります。

①被害に係る当金庫への通知が被害発生日の30日後までに行なわれなかった場合

②お客様のご親族様などによる引出しの場合

③被害状況についての当金庫に対するお客様のご説明において、重要な事項について偽りがあった場合

④戦争、暴動などによる著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してキャッシュカードが盗難された場合

中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組状況

当金庫は、ビジョンとする「地域貢献度の高い金融機関」をめざし、「地域密着型金融の取組方針」を策定し、その達成に向けて日々活動してまいりました。このたび、令和3年度における同計画の主な取組実績を公表いたします。また、同計画の詳細な内容につきましては、ホームページ(https://www.shinkin.co.jp/hyoshin/)において公表しておりますので、ぜひご覧ください。

当金庫は、地域密着型金融を地域金融機関の使命として捉え、自主性・創造性を発揮しつつ、恒久的に、その推進・深化に取り組んでまいります。

❖ 主な取組み

①事業支援課を中心に、販路開拓、専門家派遣支援等の各種経営課題の解決に取り組みました。

②経営革新等支援機関の認定を受け、経営改善計画書策定のサポート等、より一層お取引先企業の経営支援に努めています。

③ひょうご中小企業技術・経営力評価制度に積極的に取り組み、取引先8件の申請を取り次ぎました。

④経営相談会を各営業店で実施しました。

⑤経営改善支援先を20先選定し、経営改善支援に取り組みました。

経営革新等支援認定機関について

当金庫は、平成24年8月に中小企業経営力強化支援法が施行された事に伴い、経営改善に取り組む中小企業者に対して、今後も継続して専門性の高い支援事業を実現していく為に、認定申請を提出し、「経営革新等支援機関」に認定されました。

「経営革新等支援機関」を認定する目的・効果としては、中小企業・小規模事業者の経営課題は、多様化・複雑化しており、既存の中小企業支援者に加え、金融機関や税理士法人等の専門性を有する支援事業を行う者の認定を通じ、各支援機関が連携を図り、中小企業・小規模事業者に対して専門性の高い支援事業を実現する事により、地域全体における支援機能の質を高め、中小企業・小規模事業者に対する支援の輪が一層広がる事を期待しております。

尚、自ら経営改善計画等の策定が困難な中小企業・小規模事業者を対象に「経営革新等支援機関」が経営改善計画策定支援を行うことにより、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を促進しております。

＊経営改善計画策定支援に要する費用等については、総額の2/3(上限200万円)まで、「経営改善支援センター」が支援します。

＊「経営革新等支援機関」とは、中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上ある者として、「中小企業経営力強化支援法」に基づき、国の認定を受けた公的な支援機関。主な認定支援機関として、税理士・税理士法人・公認会計士・中小企業診断士・弁護士・金融機関等があります。

ひょうご中小企業技術・経営力評価制度について

この制度は、公益財団法人ひょうご産業活性化センターが技術力・ノウハウや経営力・成長性を評価した評価書を発行し、企業価値のアピール、円滑な資金調達を支援する制度です。

兵庫県内に事業所を有し保証協会の保証対象業種に属する中小企業の皆様が利用できます。

経営支援について

地域の中小企業・小規模事業者の皆様の幅広い分野にわたる相談事にお応えし、皆様の成長・発展をご支援させていただくことで地域経済の活性化のお役に立ち、地域社会と当金庫の共存・共栄を目指しています。

❖ 経営改善支援等の取組実績 (令和3年4月～令和4年3月)

(単位:先数)　(単位:%)

	期初債務者数 A	うち経営改善支援取組先数 α	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	αのうち再生計画を策定している全ての先数 δ	経営改善支援取組率 α/A	ランクアップ率 β/α	再生計画策定率 δ/α
正常先 ①	3,187	0	0	0	0	—	—	—
要注意先 うちその他要注意先 ②	1,362	13	1	11	9	0.9	7.6	69.2
要注意先 うち要管理先 ③	0	0	0	0	0	—	—	—
破綻懸念先 ④	382	7	0	7	5	1.8	0.0	71.4
実質破綻先 ⑤	96	0	0	0	0	—	—	—
破綻先 ⑥	11	0	0	0	0	—	—	—
小　計(②～⑥の計)	1,851	20	1	18	14	1.0	5.0	70.0
合　計	5,038	20	1	18	14	0.3	5.0	70.0

(注)「再生計画を策定している先数δ」とは「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」を記載しております。

❖ 創業・新事業支援融資実績 (令和3年4月～令和4年3月)

	件数	金額(単位:百万円)
創業・新事業支援融資実績	61	498

❖ 中小企業再生支援協議会等の活用実績 (令和3年4月～令和4年3月　当金庫持込み分)

	先数
中小企業再生支援協議会	0
保証協会経営サポート会議	0

❖ 個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資の取組状況 (令和3年4月～令和4年3月)

	件数	金額(単位:百万円)
技術評価制度利用融資	0	0
動産・債権譲渡担保融資	0	0
財務制限条項活用融資	13	1,142

❖ 地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1.取組方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

2.金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

○金融円滑化への対応を定めた、「金融円滑化管理方針」および「金融円滑化管理規定」を制定します。

○本部に金融円滑化統括責任者および金融円滑化管理責任者を設け、取組状況に関する検討・分析、並びに、関連部署への指示・指導を徹底します。

○営業店において、営業店長を金融円滑化営業店責任者および融資担当役席を金融円滑化営業店担当者として選任し、お客様からの「金融円滑化相談窓口」として対応します。

3.他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や兵庫県信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

❖ 「経営者保証に関するガイドライン」について

中小企業・小規模事業者等(以下「中小企業」という)の経営者の方々による個人保証(経営者保証)の課題解決を目的に、日本商工会議所と全国銀行協会を共同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究所」では、中小企業(債務者)や経営者(保証人)、金融機関(債務者)の自主的なルールとして「経営者保証に関するガイドライン」を策定しました。

平成26年2月1日以降、当金庫と中小企業の経営者の皆さまとの間で、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等にこのガイドラインが適用されることとなります。

また、当金庫では、中小企業の経営者の方からのガイドラインに関する窓口を以下のとおりご用意しております。

兵庫信用金庫 本支店窓口 及び
融資部 TEL.079-282-1259

※なお、お客様からの貸付条件の変更等及び上記ガイドラインに関するご意見や苦情相談は、下記の相談窓口をご利用ください。

兵庫信用金庫　お客様相談室　フリーアクセス ひかりワイド FREE 0120-685-123　受付時間／平日　9:00～17:00

❖ 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また経営者保証の必要性についてはお客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、令和3年度に当金庫において新規に無保証で融資した件数は415件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は14.05%です。保証契約を解除した件数は43件、保証債務整理については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

❖ 当金庫の金融仲介の取組みについて

平成28年9月、金融庁より、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価するための指標として「金融仲介機能のベンチマーク」が策定・公表されました。

当金庫では、地域密着型金融の推進、金融仲介機能の発揮に向けた取組みを実施しております。その取組みの自主点検・自主評価を行うために、ベンチマーク指標等を活用しております。

（ベンチマークの各指標は令和4年3月末基準）

当金庫がメインバンクとして取引を行っている企業のうち、経営指標の改善が見られた先数、融資額の推移

メイン先数（グループベース）	628
メイン先の融資残高（億円）	1,074
経営指標が改善した先数	242

経営指標等が改善した先に係る3年間の事業年度末の融資残高の推移（億円）	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末
	393	451	435

ソリューション機能の充実・発揮

事業性評価推進体制の強化

取引先企業の経営改善や成長力の強化

ライフステージ別の与信先数(先数単体ベース)、融資残高

	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
与信先数　（先数）	5,023	313	371	2,385	387	436
融資残高　（億円）	2,131	82	214	1,237	151	285

■信用保証協会や日本政策金融公庫と協調した融資支援

■創業補助金事業申請に対する助言対応等の支援

当金庫が関与した創業件数	59
当金庫が関与した第二創業件数	2

■川上・川下ビジネスネットワーク事業をはじめとするビジネスマッチングや各種商談会、物産展等への出展の推進・提案

■公的機関や連携機関からの専門家派遣紹介を活用した課題解決

■ひょうご中小企業技術・経営力評価制度を活用した評価書取得の支援や事業性評価による経営課題解決

■経営改善計画書の策定や定期的なモニタリング活動、適切な助言等による経営改善支援

■中小企業再生支援協議会の利用促進、公的機関や連携機関からの専門家派遣紹介など、関連機関との連携による経営改善支援

■中小企業再生支援協議会、信用保証協会や公的機関等との連携による事業再生等の支援

■公的機関や連携機関からの専門家派遣活用による円滑な事業承継支援やM&A支援

当金庫が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況（先数）			
条件変更総数	好調先	順調先	不調先
270	12	6	252

事業性評価に基づく融資の取組み

	先　数	融資残高（億円）
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高	933	481
上記計数の全与信先数および当該与信先の融資残高に占める割合	18.5%	22.5%

職場環境向上への取組み

❖ 女性活躍推進法に基づく行動計画

兵庫信用金庫は、女性のキャリア形成を支援し、より多くの女性職員が安心して、生き生きと継続的に働くことができる就業環境の整備を行うため、次のような取組みを実施します。

計画期間

平成３０年４月1日～令和５年３月３１日

当金庫の課題

●採用における男女競争倍率に大きな差は見られないが、役席に占める女性割合が低い。

●役席者を目指す女性が少ない。

※この場合の「役席者」は、監督職以上に検印権限委嘱の係長を含みます。

目標と取組内容

目標 1　役席者に占める女性割合を20%以上にする。

【取組内容】

●女性管理職・監督職・係長のトレーニー研修の実施

●女性総合職向けキャリアアップ研修の実施（年４回）

●業務職向け階層別キャリアアップ研修の実施

●女性役席候補者のキャリア研修の実施（年1回）

目標 2　男女の平均勤続年数の差を0.７以上にする。（女性の平均勤続年数/男性の平均勤続年数≧0.７）

【取組内容】

長時間勤務の削減	●各月別の平均残業時間の状況確認　●時間外実績推移表での確認と注意喚起
有給休暇取得の推進	●長期休暇の計画的取得の推進 ●５連続休暇以外に３日の休暇を取得、ジョブローテーションでの上期・下期各２日以上の休暇を取得 ●有給休暇取得率を向上させるための職場環境の整備
仕事と家庭の両立支援	●産前・産後休業者への「子育て支援のしおり」配付 ●育児休業復帰者への研修、育休コミュニケーションシートでネットワーク支援する ●男性の育児休業の取得を推奨する

女性の活躍に関する情報公表について

就職活動中の学生など求職者の企業選択に役立てるとともに、女性が活躍しやすい企業として優秀な人材の確保や競争力の強化を目的として、「女性の活躍の現状に関する情報」を公表いたします。

※厚生労働省HP「女性の活躍推進企業データベース」でも公表します。

女性の活躍の状況に関する情報　令和4年3月末現在

① 管理職に占める女性職員の割合　：　4.1%

※役席者に占める女性職員の割合　：　16.6%

② 有給休暇の女性職員の取得率　：　66.8%

③ 全職員に占める女性職員の割合　：　40.5%

次世代認定マーク『プラチナくるみん』を取得

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主第5期行動計画（11項目の認定基準）を全て満たしたことにより、厚生労働大臣から「特例認定一般事業主」の認定を受け、特例認定マーク『プラチナくるみん』を取得しました。

当金庫は、これからも子育てをおこなう労働者の職場と家庭との両立を支援し、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備に努めてまいります。

女性活躍推進認定マーク『えるぼし』を取得

女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定（5項目の認定基準）の内、4項目を満たしたことにより、厚生労働大臣から認定マーク『えるぼし（段階2）』を取得しました。

当金庫は、これからも女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、女性の活躍推進に関する取組みに努めてまいります。

第17回お客さま満足度調査の実施報告

平素は、兵庫信用金庫をご利用頂きまして誠にありがとうございます。

過日、当金庫をご利用のお客さまにご協力頂きました「お客さま満足度調査」の結果につきまして、以下のとおりご報告申し上げます。

当金庫は、この度のアンケート調査結果ならびに貴重なご意見・ご要望を経営、業務運営に反映し、なお一層、お客さまに愛される信用金庫を目指してまいりますので、今後ともご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

■アンケート実施内容

①実 施 日　令和4年2月25日(金)～令和4年3月14日(月)
②対 象 者　アンケート数　2,500先
　　回答数　2,494先(回答率 99.76%)
　　(会員のお客さま 1,010先
　　一般のお客さま 1,484先)
③調査方法　店頭および渉外係持参による調査を実施

■回答者の属性

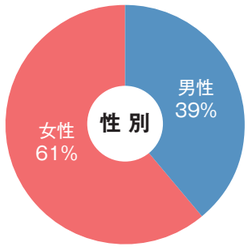

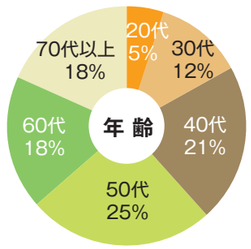

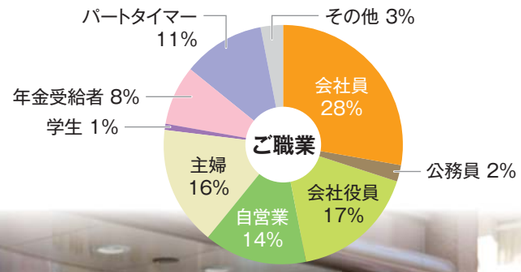

Q1 総合的な店舗の雰囲気・印象はいかがですか

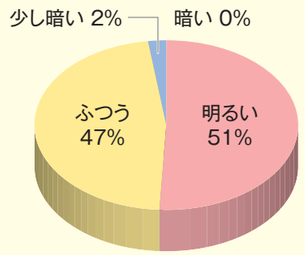

「明るい」「ふつう」で98%のご回答をいただきました。今後ともより一層ご満足いただけますように清潔で明るい店舗作りに努めてまいります。

Q2 窓口の待ち時間はいかがですか

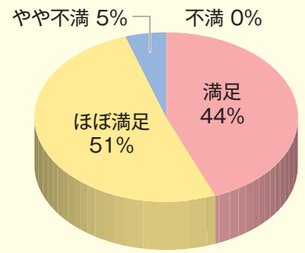

95%のお客さまから「満足」「ほぼ満足」のご回答をいただきました。正確な事務処理を心掛けていますが、迅速な事務処理を図り、より一層「満足」のご回答をいただけるよう努めてまいります。

Q3 窓口係や電話での応対は親切で、言葉遣いは丁寧ですか

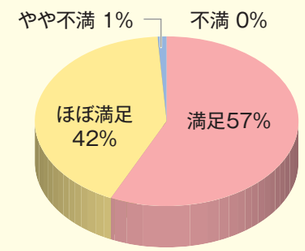

「満足」「ほぼ満足」で99%のご回答をいただきました。金庫の顔となる窓口、電話応対につきましてはご満足をいただけますよう引き続きCSの向上に努めてまいります。

Q4 渉外担当者はお客さまのご要望に沿った商品提案を行っていますか

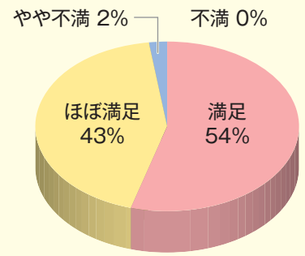

各種商品の充実を図り、お客さまのご要望に沿った提案ができるように、より一層積極的に取り組んでまいります。

Q5 ご融資の申込みや返済条件等のご相談に対する印象はどうですか

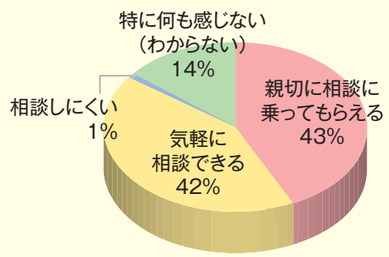

「親切に」「気軽に」相談できる印象があると85%の方々からご回答いただいています。
引き続きお客さまのニーズ、要望に応え支援できる体制整備に努めてまいります。

Q6 ご融資・各種ローンの申込にあたり、商品内容や融資条件の説明についてどう思われますか

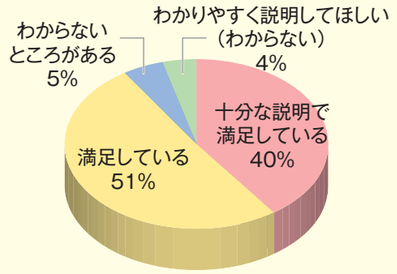

融資商品、融資条件については丁寧かつ分かり易い説明を心掛けていますが、「わからない」「わかりやすい説明希望」が9%あり、引き続き、改善に努めてまいります。

Q7 事業者の方へのビジネスマッチングや各種専門家派遣など、経営支援を実施していることをご存知ですか

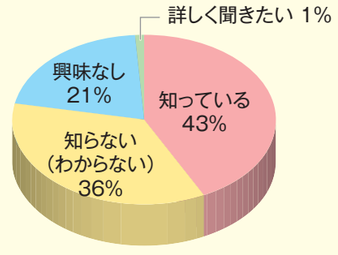

資金ニーズにお応えするだけでなく、事業拡大や経営上の問題など様々な相談事案にもお応えできるよう体制整備していることをPR、周知に努めてまいります。

Q8 コロナ禍において、資金繰り以外で金融機関に求めることはありますか

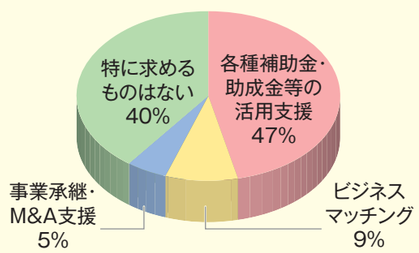

各自治体の助成金や販路開拓支援など資金繰り支援と併せて、適切な支援施策を提供しております。気軽にご相談できる窓口として、担当者よりご案内させていただきます。

Q9 当金庫との取引全般について

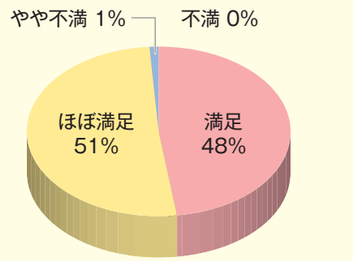

99%のお客さまから「満足」「ほぼ満足」のご回答をいただきました。引き続きご満足いただけるように日々の業務に努めてまいります。

アンケート調査の中で、お客さまからの貴重なご意見・ご要望等を112件いただき、誠にありがとうございました。アンケートに対するみなさまのご回答結果を含め、ご意見・ご要望を真摯に受け止め、引き続き金庫業務の改善に取り組み、より一層お客さまにご満足頂ける信用金庫であるように努めてまいります。

地域貢献・環境推進活動

SDGsへの取組

ひょうしんSDGs宣言

兵庫信用金庫は、「地域・お客様との‘共通価値’の創造と発展（共存共栄）」を経営の基本方針とし、国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の達成に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献するよう努めてまいります。

令和3年4月1日
兵庫信用金庫
理事長　園田　和彦

【重点推進項目】

●地域社会の活性化
地域社会の一員として、文化支援や環境保全などの地道な活動を通じて、地域の皆様との絆をより強いものにし、広く地域社会の活性化に取り組んでまいります。

●地域経済の持続的な成長・発展
多様な課題の解決を通じて、地域振興や事業活動をご支援することにより、地域経済の持続的な成長・発展に取り組んでまいります。

●地球環境の保全
金融機関の本来業務を通じて環境保全に貢献するとともに、資源の効率的利用を通じて事業活動に伴う環境負荷の低減に努めてまいります。

●人材育成
女性のキャリア形成支援などを通じて、多様な人材が安心して、活き活きと継続的に働くことができる就業環境を整備し、「地域、お客様の成長を担う」人材の育成に努めてまいります。

環境推進活動

地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE（＝賢い選択）」の趣旨に賛同し、「環境にやさしい信用金庫」を目指して以下の活動を続けています。

- ・エコ商品の販売（エコ住宅ローン、エコカーローン）
- ・「エコマーク認定」を受けた制服の採用
- ・カーボンオフセット通帳の採用
- ・クールビズ、ウォームビズ
- ・エコ粗品の提供
- ・紙・電力・排気ガスの削減

COOL CHOICE　未来のために、いま選ぼう。

100円募金活動

2009年5月より有志職員から毎月一律100円の募金を募り、高齢者の方々への支援活動のために活用しています。第12回目は、営業エリア内にある社会福祉協議会へ車いす19台を含む介護用品等を寄贈しました。これまでの車いすの寄贈台数は合計283台となりました。今後も当活動を継続し、高齢者の支援活動を応援していきます。

※令和2年度に引き続き新型コロナウイルスの影響で活動が制限されましたが、当金庫では例年以下の活動を行っています。

ふれあい大学

地域貢献活動の一環として毎年、文化講演会『ふれあい大学』を開催しています。各方面でご活躍の著名人を講師としてお招きし、毎回250名を超える方々が受講されご好評をいただいております。

清掃活動

毎年「姫路城愛城会清掃奉仕活動」にボランティアとして参加しています。各営業店においても地元の清掃活動に積極的に取り組み、地域の美化に努めています。

地域イベントへの参加

「世界遺産姫路城マラソン」に毎年ボランティアスタッフとして参加し、給水所でのドリンク供給や走路員としてコース整備にあたるなど運営のお手伝いをしています。

各営業店においても、地域のイベントやお祭りなどに積極的に参加しています。

お取引先さま向け「個別相談会」開催

売上を増やしたい、ITをうまく活用したい、事業計画を立てたい、資金繰りを改善したい、人材を採用したいなど、「兵庫県よろず支援拠点」は経営者のみなさまが抱えている課題に対する支援（個別相談会）を当金庫営業店にて実施しています。昨年度の個別相談会は、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、姫路中央支店のみの開催となりました。IT関連をテーマに開催した本相談会には、IT利活用や業務効率化等の課題を抱えている3社のお取引先さまが参加されました。お取引先さまからは、「ITに対するアドバイスがよく理解できた」などのお言葉をいただき有意義な相談会となりました。

今年度においても、「兵庫県よろず支援拠点」と連携を図り、新型コロナウイルス感染防止を徹底しながら個別相談会を実施し、お取引先さまの抱えている課題等に対しサポートして参ります。

「事業再構築補助金」についての経営者セミナー開催

地域振興・中小企業支援策の一環として、当金庫と㈱エフアンドエムの共催による顧客向け「事業再構築補助金に関する経営者セミナー」を有馬温泉観光協会の会議室で開催しました。本セミナーには、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、思い切った事業再構築を検討している31名の経営者さまが参加されました。事業再構築補助金の概要や注意点、お取引先さまに伝えておくべきポイント等の内容となり、参加者からは数多くの質問やご相談をいただく等、有意義なセミナーとなりました。

バリアフリーの推進について

お客さまの多様なニーズにお応えできるように各種バリアフリー機器を全店に設置しております。また、全職員は『認知症サポーター養成講座』を受講し、「認知症サポーター」となっています。障がい者・高齢者の方への介助方法について学び、より多くのお客さまに安心してご利用いただける店舗づくりに取り組んでいます。

耳マークカード

コミュニケーションボード

歩行誘導ソフトマット

サインガイド
ヘルバー

筆談器

老眼鏡

助聴器

つえかけ

音声ガイド付ATM

ボランティア活動

職員向け事業承継研修の実施について

当金庫の本業支援において、お客さまの事業承継への取り組みに対する支援は最重要課題と位置付けており、公的支援機関との連携や提携先税理士による保有株式の株価評価などを通じて、お客さまのニーズに対応しています。

令和3年度は事業承継に係る研修を、独立行政法人中小企業基盤整備機構事業承継コーディネーターを講師として招聘し、職員62名が参加しました。事業承継に関する相談は年々増加しており、事例や新たな切り口についてお客さまとの対話を通じ、多くのお客さまへ満足いただけるよう努めて参ります。

沿革・トピックス

ひょうしんのあゆみ

昭和 6年	1月	網干信用販売組合設立 （S26.10.20.網干信用金庫に改組）
昭和 9年	6月	飾磨信用組合設立 （S26.10.20.飾磨信用金庫に改組）
昭和 24年	6月	上郡信用組合設立 （S25.7.6.赤佐信用組合に名称変更 S26.10.20.赤佐信用金庫に改組）
昭和 26年	1月	神和信用組合設立 （S27.5.8.神和信用金庫に改組）
昭和 39年	2月	網干信用金庫と飾磨信用金庫が合併、 播磨信用金庫設立 （今村 記平、理事長に就任）
昭和 40年	7月	赤佐信用金庫と播磨信用金庫が合併、 播磨信用金庫とする
昭和 41年	1月	吉田 伯治、理事長に就任
昭和 42年	6月	下川 己之進、理事長に就任
昭和 46年	3月	豊田 次、理事長に就任
昭和 47年	5月	播磨信用金庫をはりま信用金庫に名称変更する
昭和 49年	4月	はりま信用金庫と神和信用金庫が合併、 兵庫信用金庫設立
昭和 51年	1月	園田 正和、理事長に就任
昭和 54年	7月	営業地区の変更、三田市、宝塚市を拡張、印南郡が 加古川市に編入され事業地区は15市7郡となる
平成 2年	5月	営業地区を拡張、尼崎市を加え、16市7郡となる （事務センター完成）
	5月	「第1期ふれあい大学」開講
平成 6年	10月	預金金利の完全自由化完了
平成 8年	4月	「大久保支店」新築移転オープン
平成 9年	5月	朝日監査法人と監査契約を締結
	11月	インターネット上にホームページ開設
平成 11年	3月	郵貯ATMと相互接続開始
	6月	投資信託の窓口販売業務開始
平成 12年	1月	イメージソング「のじぎくの花の輪を」制作
平成 13年	1月	ロゴマークを一新
	4月	火災保険の窓口販売業務の開始
	7月	「城西支店」名称変更並びに新築移転オープン
平成 14年	2月	確定拠出年金の取扱開始
	3月	関西西宮信用金庫より店舗の一部譲受け
	10月	生命保険商品の窓口販売業務開始
平成 15年	9月	新インターネットバンキング取扱開始
	11月	「姫路中央支店」名称変更並びに新築移転オープン
	12月	法人インターネットバンキング取扱開始
平成 16年	1月	公庫証券化住宅ローン（買取り型）の取扱開始
	1月	マルチペイメントネットワーク取扱開始
	3月	商工中金との業務提携締結
	6月	園田 正和・会長、園田 和彦・理事長に就任
	7月	中小企業金融公庫との業務提携締結
	7月	集金代行サービス取扱開始
	11月	無利息型普通預金取扱開始
平成 17年	4月	「個人情報保護法」施行に対応
	6月	国民生活金融公庫と業務提携
	8月	神戸ベンチャー育成投資事業有限責任組合設立に参画
平成 18年	2月	「お客様相談室」の設置
	2月	「預金者保護法」施行に対応
	7月	信金西日本ソリューションセンター設立
		当庫・尼崎信金・金沢信金・日本ユニシス共同出資
	10月	中小企業金融公庫CLO参加
平成 19年	7月	新オンラインシステムへ移行
平成 22年	3月	「加古川支店」新築移転オープン
	6月	園田 正和、名誉会長に就任
平成 23年	4月	信金PLUS事業に参画
	5月	兵庫県融資制度「東日本大震災対応貸付」取扱開始
平成 24年	11月	「経営革新等支援機関」認定
平成 25年	2月	「ひょうしんでんさいサービス」取扱開始
	10月	兵庫県立大学産学連携機構と 「産学連携協力の推進に係る協定書」を締結
平成 28年	7月	次世代認定マーク「プラチナくるみん」取得
平成 29年	1月	女性活躍推進認定マーク「えるぼし」取得
	11月	姫路経済研究所（姫路商工会議所内）と連携協定締結
平成 30年	11月	みなと銀行とM&Aマッチング連携開始
平成 31年	4月	兵庫県中小企業家同友会と連携協定締結
令和元年	10月	出資証券ペーパーレス化（証券不発行）実施
	11月	大阪ガス株式会社とのビジネスマッチング契約締結
	11月	兵庫県信用保証協会「ひょうご信用創生アワード」優秀賞受賞
令和2年	1月	（公財）神戸市産業振興財団と事業承継にかかる連携協定締結
	10月	「コロナ対策関連WEBセミナー」を開催
	11月	「WEB完結ローン」の取扱開始
令和3年	2月	〈住宅所有者限定〉ひょうしんフリーローン「ワンレート」の取扱開始

トピックス【令和3年度】

令和3年 5月	18日	「緑の募金活動」による募金を公益社団法人兵庫県緑化推進協会に寄付（11月16日にも同募金の寄付実施）
6月	15日	「信用金庫の日」共同事業実施（専用ポケットティシュ・花の種の頒布）
	21日	スーパー定期預金「夏真っ盛り」キャンペーン開始
9月	28日	「百円募金活動」により、県内12ヵ所の社会福祉協議会へ車椅子19台、歩行器2台等を寄贈
11月	22日	スーパー定期預金「冬日和」キャンペーン開始
令和4年 2月	21日	スーパー定期預金「春らんまん」キャンペーン開始
	25日	「第17回お客さま満足度向上に向けたアンケート調査」実施

営業のご案内

ひょうしん事業支援相談業務

当金庫は、経営にかかわる各種ご相談を承っております。
ご相談の内容に応じて外部の専門家や公的機関への橋渡しもいたします。
お取引の有無などは問いませんので、是非、お気軽に最寄りの店舗または事業支援課までお声がけください。

相談内容 お客さまの成長を誘引する4つのサポート

1.起業・創業支援

- 創業事業計画の策定支援
- 各種助成制度の活用アドバイス
- 創業に係る資金のご相談
- 創業後のフォローアップ

など

スタートアップをサポート!!

2.成長期

- ビジネスマッチング支援
- 専門機関を通じた人材マッチング支援
- 経営課題に向けた各種専門家のご紹介
- 働き方改革等、労務管理に精通した専門家のご紹介

など

持続的な発展をサポート!!

3.成熟・企業再生期

- 生産性向上に向け各種支援制度活用のご相談
- 後継者育成に向けたアドバイス
- 事業の多角化に向けたM&A支援
- 外部専門機関と連携した企業再生・経営改善のご支援

など

経営基盤強化をサポート!!

4.承継・事業再構築期

- 事業承継計画の策定支援
- 事業承継・自社株対策・相続対策等のご提案
- 相続や財産管理に精通した専門家の紹介
- 転廃業支援（転業・廃業・M&A等）

など

円滑な事業承継をサポート!!

お問い合わせ先
兵庫信用金庫 業務部 事業支援課
TEL.079-282-1263　FAX.079-282-1252

相談業務

お客様の幅広いニーズにお応えするために相談窓口の充実・強化に努めています。

預り資産相談サービス

投資信託・生保年金等の預り資産の相談にお応えできるよう体制を整えております。お客様の人生設計に応じた資産形成・資産運用・相続関連（税理士連携）のご相談に丁寧にお応えいたします。

『資産運用』お客様の資産形成に…

当金庫では投資信託をはじめ、個人年金保険、一時払終身保険、変額保険、医療・がん・介護保険、傷害保険、国債、地方債などの商品を各種取り揃えております。
お客様にあった運用プラン、保険提案をご案内いたしますので是非お気軽に各支店窓口までご連絡ください。

ローン相談サービス

住宅ローンやマイカーローン等各種消費者ローンのご相談につきましては最寄の営業店において行っておりますので、お気軽にお尋ねください。

『マイホーム』夢の実現に向けて…

新築・購入・リフォーム・借換えなどさまざまなローンについて、職員が丁寧にご案内しますので是非ご利用ください。

❖ インターネットバンキングサービス 令和4年6月末現在

インターネットに接続可能なパソコン（個人インターネットバンキングサービスは携帯端末も利用可）による操作で残高照会や入出金明細照会・資金移動（振込・振替）などがご利用いただけるサービスです。

また、インターネットバンキングサービスをご利用のお客様はマルチペイメントネットワークサービス(ペイジー)もご利用いただけます。

法人インターネットバンキングサービス

ご利用できる方	法人・個人事業者の方			
ご利用対象口座	普通預金・当座預金			
サービス内容	オンラインサービス		残高照会　入出金明細照会　振込・振替	
	ファイル伝送サービス		総合振込　給与振込　賞与振込　預金口座振替	
ご利用時間帯			平　日	土・日・祝日（12月31日、1月1日～1月3日含む）
	各種照会	残高照会	7:00～23:00	8:00～21:00
		入出金明細照会		
		取引履歴照会		
	資金移動（振込・振替）	当日		
		予約		
	税金・各種料金の払込み			
	ファイル伝送サービス		9:00～16:00	ご利用できません
ご利用できる人数	最大5人まで			
月額基本手数料	オンラインサービス			1,100円
	ファイル伝送サービス（オンラインサービスを含む）			2,200円

※上記手数料には10%の消費税が含まれています。

個人インターネットバンキングサービス

ご利用できる方	個人の方			
ご利用対象口座	普通預金			
サービス内容	残高照会		現在残高、前日・前月末の残高をご照会いただけます。	
	入出金明細照会		入出金のお取引をご照会いただけます。	
	振込・振替		ご指定のお振込先口座に振込ができます。	
ご利用時間帯			平　日	土・日・祝日（12月31日、1月1日～1月3日含む）
	各種照会		7:00～23:00	8:00～21:00
	振込＊	当日取引		
		予約・予約取消		
	税金・各種料金の払込み			
月額基本手数料	無料			

＊ お受取人様の金融機関が対応していない場合、または、お受取人様の口座の条件や口座の商品性によりましては、即時に入金されないケースがございます。

※ご利用端末について
法人インターネットバンキングサービス・個人インターネットバンキングサービスのご利用いただける端末はホームページに掲載しております。

❖ 預金業務

預金の種類		内容と特色	預入金額	預入期間
総合口座	普通預金	普通預金に定期預金をセットでき、定期預金の90%（最高200万円）まで自動融資をご利用いただけます。 1冊の通帳に「貯める、受取る、支払う、借りる」の4つの機能を備えており、便利です。	1円以上	出し入れ自由
総合口座	定期預金		1,000円以上	1ヵ月以上5年以内
	普通預金	いつでも入出金ができ、給料、年金のお受取り、公共料金の自動支払はもちろんキャッシュカードもご利用いただけます。	1円以上	出し入れ自由
	無利息型普通預金（決済用普通預金）			
	当座預金	会社や商店のお取引に“ひょうしん”の小切手、手形をご利用ください。		
	通知預金	まとまったお金の短期運用に便利です。	10,000円以上	7日間以上
定期預金	自由金利型定期預金（大口預金）	市場金利を反映した利率が適用され、1,000万円以上の大口資金の運用に最適です。	1,000万円以上	1ヵ月以上5年以内
定期預金	自由金利型定期預金（スーパー定期）	市場金利を反映した利率が適用され、財産作りに役立ちます。	1,000円以上	1ヵ月以上5年以内
定期預金	期日指定定期預金	お利息は1年毎の複利計算、1年経過後はいつでも満期日の指定ができます。	1,000円以上 300万円未満	最長3年 （据置期間1年）
	定期積金（スーパー積金）	まとまった資金づくりは、コツコツとムリのない毎月の積立から始められます。	10,000円以上	6ヵ月以上5年以内
財形預金	財形住宅預金	住宅の新築、中古物件の購入、増改築などを目的に、5年以上積み立ててていただくものです。 非課税枠は財形年金預金と合計で550万円以内。	1,000円以上	積立期間5年以上
財形預金	財形年金預金	「個人年金」の時代にぴったりの年金づくりの預金です。 60歳以降5年以上20年以内にお受け取りになれます。 非課税枠は財形住宅預金と合計で550万円以内。		5年以上 （据置期間6ヵ月以上5年以内）
財形預金	一般財形預金	勤労者の財産づくりのための有利な預金です。		3年以上の自動継続

❖ 信託代理店業務

信金中央金庫との代理店契約により信託代理店業務の取扱いを行っています。
しんきん相続信託「こころのバトン」、しんきん暦年信託「こころのリボン」を取扱っています。

❖ 保険商品窓口販売業務

生命保険会社との代理店契約により、保険商品の窓口販売業務を行っています。
ゆとりあるセカンドライフの資産形成に対するお客様のご要望にお応えいたします。

種　類	保険料払込方法	特　徴	
年金保険	一時払型	加入時に定めた年金額を確実にお受け取りいただけます。	余裕資金の有効活用ができます。
終身保険	一時払型	万一の保障を一生涯にわたって確保できます。	
医療・がん・介護保険	月払型	病気、ケガ、介護を一生涯にわたって保障します。	
変額保険	平準払型	特別勘定により資産運用を行い、その運用実績によって保険金額等が増減します。	

❖ 融資業務

個人向け融資

	ローンの種類	内容と特色	融資金額	融資期間
住宅プランに…	住宅ローン	住宅の新築、購入、住宅用地の購入、マンションの購入など マイホームづくりのためのローンで、①変動金利型、②固定金利型と ③固定金利選択型があります。 固定金利選択型では2年、3年、5年、10年、20年型があります。	1億円以内	35年以内
	証券化住宅ローン （フラット35･35S）	住宅金融支援機構が債権を買取りすることを前提とした住宅ローンで、長期安定した固定金利をご利用いただけます。	8,000万円以内	35年以内
	リフォームプラン	お住まいの増改築、修繕、車庫建築など、手軽にお使いいただけます。 また介護機器の設置工事にもご利用いただけます。	1,000万円以内	6ヵ月以上15年以内
	公的つなぎローン	購入物件の所有権移転日以降、住宅金融支援機構等の資金交付日 までの業者への支払にご利用ください。	100万円以上 「公的資金融資額」の 範囲内	原則として6ヵ月以内
	無担保住宅ローン	不動産担保を必要とせず、不動産の購入資金、家屋増改築や 住居修繕、住宅ローンの借換にご利用いただけます。	2,000万円以内	3ヵ月以上20年以内
豊かな暮らしに…	きゃっするカードローン	カードでご利用いただけ、急な出費に対応できるローンです。	10万円以上 800万円以内	2年間 （2年毎に契約更新）
	しんきんカードローン		10万円、30万円、 50万円、70万円、 100万円の5種類	2年間 （2年毎に契約更新）
	シルバーきゃっする カードローン	満60歳以上69歳以下で年金受給されている方にご利用いただけます。充実したセカンドライフにご活用ください。	50万円以内	2年間 （2年毎に契約更新）
	フリーローンモアV	豊かな生活のための様々な資金使途に対応できるローンです。	1,000万円以内	6ヵ月以上10年以内
	フリーローン「グッド」	満20歳以上で完済時81歳未満の個人または個人事業主の方にご利用いただけます。お使いみちは自由、事業性資金にもご活用ください。	500万円以内	6ヵ月以上10年以内
	フリーローン「ドリーム」	満20歳以上で完済時75歳以下の個人または個人事業主の方にご利用いただけます。お使いみちは自由、事業性資金･おまとめ資金にもご活用ください。	500万円以内	3ヵ月以上10年以内
	多目的ローン「ホープ」	満20歳以上で完済時81歳未満の安定収入のある方にご利用いただけます。冠婚葬祭や旅行など、お使いみちが確認できる資金にご活用ください。	500万円以内	6ヵ月以上10年以内
	住宅所有者限定 フリーローン 「ワンレート」	住宅を所有している方、もしくは住宅所有者の方と同居している1親等以内の親族の方で、満20歳以上かつ完済時75歳以下の個人または個人事業主の方にご利用いただけます。お使いみちは自由です。	500万円以内	6ヵ月以上10年以内
	マイカーローンV	新車･中古車のご購入、車検･修理費用などの自動車に関する費用にご活用ください。	1,000万円以内	6ヵ月以上10年以内 （元金据置最長6ヵ月含む）
	エコカープラン	環境にやさしいハイブリッド、低排出ガス車等新車･中古車購入資金に 低利でご利用いただけます。	1,000万円以内	3ヵ月以上10年以内 （元金据置6ヵ月以内）
	カーライフプラン	自動車の購入、免許取得費用、車庫建築費用等お車に関する資金に お使いいただけます。		
	教育プラン （ザ･大志スペシャル）	入学、進学、受験など就学に付帯する費用にご利用ください。	500万円以内 （医学部･薬学部等の 6年制大学の場合は 1,000万円以内）	3ヵ月以上10年以内 （元金据置は卒業予定月まで） （医学部･薬学部等の6年制大学 の場合は3ヵ月以上16年以内）
	しんきん一般個人ローン	文化的に豊かな生活を営むための資金に幅広くご利用いただけます。	500万円以内	3ヵ月以上10年以内 （元金据置6ヵ月以内）

事業者向け融資

ローンの種類	内容と特色	融資金額	融資期間
事業者カードローン	当座貸越の口座から、契約限度内の範囲内で必要な時に必要な金額を反復してご利用いただけます。	100万円以上 2,000万円以内	2年間 （2年毎に契約更新）
「飛躍（ひやく）」	法人のお客様の資金ニーズに迅速に無担保でお応えできる ローンです。	1億5,000万円以内	10年以内
「エール」	事業を営むお客様の事業資金に迅速にお応えできるローンです。	2,000万円以内	運転資金　7年以内 設備資金 10年以内
スモールビジネスローン	個人事業者のお客様の事業資金として、無担保･原則第三者保証人不要でご利用いただけます。	50万円以上 500万円以内	5年以内

❖ 証券業務

種　類	内容と特色
公共債の窓口販売	長期利付国債･個人向け利付国債等の公共債を窓口で販売しています。 ご購入に際し、一定の条件に該当する方はお得なマル優･マル特がございます。
投資信託の窓口販売	国内債券を主な投資対象とするファンドや、海外債券、国内株式、海外株式を主な投資対象とするファンド、 また国内不動産投信や海外不動産投信を主な投資対象とするファンド等を窓口でお取扱いをしています。

❖ 代理貸付業務

各団体名		
●信金中央金庫	●日本政策金融公庫	●独立行政法人住宅金融支援機構
●独立行政法人福祉医療機構	●独立行政法人中小企業基盤整備機構	●独立行政法人勤労者退職金共済機構

❖ 各種サービス

種　類	内容と特色
クレジット業務	近畿しんきんカードと提携して、しんきんVISAカード、しんきんJCBカードの発行の取次を行っています。
アンサーサービス	お客様の口座の入出金（振込や自動引落し）をファクシミリにてお知らせするサービスです。
法人インターネット バンキングサービス	法人･個人事業主のお客様を対象に、パソコンからインターネットを利用して各種照会等（残高照会･入出金明細照会）や資金移動（振込･振替）･一括データ伝送サービス（総合振込･給与振込･預金口座振替）･ペイジー（税金･各種料金払込）などが利用できるサービスです。
個人インターネット バンキングサービス	個人のお客様を対象に、パソコンやスマートフォン･携帯端末（i-mode･EZweb･Yahoo!ケータイ）を利用して各種照会等（残高照会･入出金明細照会）や振込･ペイジー（税金･各種料金払込）などが利用できるサービスです。
投信インターネットサービス	ご自宅のパソコンやスマートフォンを利用して、インターネットで投資信託の購入や売却等ができるサービスです。
マルチペイメントネットワークサービス （ペイジー）	法人インターネットバンキングサービス･個人インターネットバンキングサービスを利用し、税金や各種料金等の払込ができるサービスです。
電子記録債権サービス （でんさいネット）	従来の手形に代わる新しい決済手段です。お取引などで発生した債権をインターネット（PC）を通じて電子記録を行うことで、安全･簡易･迅速に発生･譲渡･決済などを行うサービスです。
デビットカードサービス	ひょうしんのキャッシュカードでお買い物ができます。クレジットカードと違いお買い物と同時にお客様の指定口座より代金が引き落されます。
しんきん電子マネー チャージサービス	お客様が携帯電話の操作により当金庫キャッシュカード発行済の口座から出金し、携帯電話に電子マネーをチャージ（入金）するサービスです。
ネット口座振替受付サービス	お客様が携帯電話やパソコンを介して収納機関のインターネットサイトから預金口座振替契約を締結できるサービスです。
自動受取サービス	給料、年金、配当金、国債の元利金などのお受取りに、安全で確実な自動受取サービスをご利用ください。
自動支払サービス	各種公共料金、学費、家賃、クレジット代金などの支払いに便利です。
定額振込「振込じょうず」	家賃、仕送り、月謝など毎月一定額を振込される個人･法人の方が利用できる自動振込サービスです。
学校諸費用等口座振替サービス	小学校･中学校･高校等の各種の学校を対象としたサービスで、生徒から定期的に徴収される授業料、育友会費、給食費などの学費を当金庫が預金口座振替により集金代行するものです。
貸金庫	預金証書、有価証券、権利証、貴金属など重要な財産を安全に保管させていただきます。
夜間金庫	金庫の営業時間終了後に、お客様の手持ちの現金、お店の売上金などをお預りし、ご指定の口座にご入金いたします。

手数料一覧

（令和4年6月末現在）　※下記手数料には10%の消費税が含まれています。

為替手数料

種類				当金庫 同一店宛	当金庫 本支店宛	他行宛 電信
振込	窓口扱い		5万円未満	110円	220円	495円
			5万円以上	220円	440円	660円
	ATM（現金・他信金・都銀・地銀・第二地銀・信組・労金・農協・漁協系統キャッシュカード）		5万円未満	110円	110円	385円
			5万円以上	220円	330円	550円
	ATM（当金庫キャッシュカード及び通帳）		5万円未満	無　料	110円	165円
			5万円以上	無　料	220円	330円
	総合振込（振込依頼書・MT・FD）		5万円未満	110円	220円	495円
			5万円以上	220円	440円	660円
	給与・賞与振込（振込依頼書・MT・FD）	・別途、給与振込に関する協定書の締結が必要です ・法人インターネットバンキング及びファームバンキングご利用のお客様は下記、法人インターネットバンキング及びファームバンキングと同一料金です	5万円未満	無　料	220円	495円
			5万円以上	無　料	440円	660円
	法人インターネットバンキング ファームバンキング		5万円未満	無　料	110円	385円
			5万円以上	無　料	330円	550円
	個人インターネットバンキング		5万円未満	無　料	110円	165円
			5万円以上	無　料	220円	330円
	振込じょうず（定額自動振込）		5万円未満	無　料	110円	385円
			5万円以上	無　料	330円	550円
代金取立	個別取立	営業店取立（至急扱）……（郵便書留料＋手数料）		1通につき　880円		
	集中取立	集中課取立（普通扱）……（郵便書留料＋手数料）		1通につき　880円		
		店内交換（当庫僚店間、及び同一店舗内）		無　料		
		特定地域		1通につき 330円～ 880円		
その他	不渡手形・小切手返却料			1通につき　880円		
	取立手形組戻料			1通につき　880円		
	振込・送金の組戻料			1件につき　880円		
	振込じょうず（定額自動振込）取扱			振込の都度 110円		

電子記録債権サービス

種類	インターネット扱い	窓口扱い
月間基本手数料	1,100円	2,200円

種類		インターネット受付 当金庫	インターネット受付 他行	窓口受付 当金庫	窓口受付 他行
発生記録	債務者請求方式	220円	330円	330円	440円
	債権者請求方式	220円	330円	330円	440円
譲渡記録・分割譲渡記録		220円	330円	330円	440円
でんさい割引		110円	220円	110円	220円
開示（書面）	特例開示	―		3,300円	
	残高の開示（都度発行方式）	―		4,400円	
	残高の開示（定例発行方式）	―		2,200円	
保証記録		110円		220円	
変更記録	発生記録以外の記録（無）	110円		220円	
	発生記録以外の記録（有）	―		2,200円	
支払等記録		110円		220円	
支払不能情報照会		―		3,300円	
貸倒引当金繰入事由に係る証明書		―		1,650円	
中小企業倒産防止共済制度に係る証明書		―		1,650円	
特定記録機関変更記録		3,399円		3,399円	

ATM利用手数料

利用時間帯		取引種類	当金庫のカード・通帳	他信用金庫カード	提携都銀・地方銀行・農協・漁協系統カード	第二地銀・信用組合・労働金庫カード	信託銀行カード	ゆうちょカード	提携キャッシングカード
平日	8:00 ～ 8:45	入金	無　料	110円	―	220円	―	220円	―
		出金	110円		220円		220円		110円
		振込					―	―	―
	8:45 ～ 18:00	入金	無　料	無　料	―	110円	―	110円	―
		出金			110円		110円		無　料
		振込					―	―	―
	18:00 ～ 21:00	入金	無　料	110円	―	220円	―	220円	―
		出金	110円		220円		220円		110円
		振込					―	―	―
土曜日	9:00 ～ 14:00	入金	無　料	無　料	―	110円	―	110円	―
		出金			110円		110円		無　料
		振込					―	―	―
	14:00 ～ 19:00	入金	無　料	110円	―	220円	―	220円	―
		出金	110円		220円		220円		110円
		振込					―	―	―
日曜日・祝日	9:00 ～ 19:00	入金	無　料	110円	―	220円	―	220円	―
		出金	110円		220円		220円		110円
		振込					―	―	―

その他の手数料

種類		手数料	
異議申立手続き		1 件	3,300円
自己宛小切手の発行		1 枚	550円
小切手用紙	署名判印刷なし	1 冊	1,100円
	署名判印刷あり	1 冊	1,210円
約束手形用紙	署名判印刷なし	1 冊	1,100円
	署名判印刷あり	1 冊	1,210円
為替手形用紙		1 冊	1,100円
残高証明書		1 部	550円
取引履歴明細表の発行		1 部	550円
通帳・証書・キャッシュカード等の再発行		1 件	1,100円

種類	手数料	
アンサー契約	1ヵ月	550円
ファームバンキング（FB）	1ヵ月	1,100円 3,300円
個人インターネットバンキング	無　料	
法人インターネットバンキング	1ヵ月	1,100円 2,200円
夜間金庫利用料	1 年	52,800円
夜間金庫入金帳	1 冊	5,500円
国債口座管理	1 年	1,320円
貸金庫	1 年	5,280円～26,400円
株式払込	$\frac{16.50}{10,000}$ ～ $\frac{27.50}{10,000}$	

信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づく記載事項

Ⅰ. 単体（信用金庫法施行規則第132条等における規定）
1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項
イ. 事業の組織 ……8
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名 ……8
ハ. 会計監査人の氏名又は名称 ……8
ニ. 事務所の名称及び所在地 ……64
2. 金庫の主要な事業の内容 ……2
3. 金庫の主要な事業に関する事項
イ. 直近の事業年度における事業の概況 ……35
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項 ……35
ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表に掲げる事項 ……41
4. 金庫の事業の運営に関する事項
イ. リスク管理の体制 ……10
ロ. 法令遵守の体制 ……12
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 ……18
ニ. 金融ADR制度への対応 ……15
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 ……36
ロ. 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ……49
②危険債権 ……49
③三月以上延滞債権（貸出金のみ） ……49
④貸出条件緩和債権（貸出金のみ） ……49
⑤正常債権 ……49
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 …… 54
ニ. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
① 有価証券 ……44
② 金銭の信託 ……45
③ 第102条第1項第5号に掲げる取引 ……46
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ……49
ヘ. 貸出金償却の額 ……49
ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 ……37
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの ……46
7. 直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者記名 ……37
（参考）退職給付会計について ……47

Ⅱ.連結（信用金庫法施行規則第133条等における規定）
1. 金庫及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項
イ. 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 ……50
ロ. 金庫の子会社等に関する事項 ……50
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの
イ. 直近の事業年度における事業の概況 ……50
ロ. 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項 ……50
3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
イ. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書 …50
ロ. 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ……51
②危険債権 ……51
③三月以上延滞債権（貸出金のみ） ……51
④貸出条件緩和債権（貸出金のみ） ……51
⑤正常債権 ……51
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 ……61
ニ. 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの ……50
4. 報酬等に関する事項であって、金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの ……46

「自己資本の充実の状況」（自己資本比率規制の第3の柱）に係る開示項目
Ⅰ.単体における事業年度の開示事項
（1）自己資本の構成に関する事項 ……56
（2）自己資本の充実度に関する事項 ……57
（3）信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）
イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 ……58
ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ……58
ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 ……58
ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 ……58
（4）信用リスク削減手法に関する事項 ……59
（5）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 ……59
（6）証券化エクスポージャーに関する事項
イ. オリジネーターの場合 ……59
ロ. 投資家の場合 ……60
（7）出資等エクスポージャーに関する事項 ……60
（8）リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 ……60
（9）金利リスクに関する事項 ……60

Ⅱ.連結会計年度の開示事項
（1）その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 ……61
（2）自己資本の構成に関する事項 ……61
（3）自己資本の充実度に関する事項 ……62
（4）信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）
イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 ……63
ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ……63
ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 ……63
ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 ……63
（5）信用リスク削減手法に関する事項 ……63
（6）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 ……63
（7）証券化エクスポージャーに関する事項 ……63
（8）出資等エクスポージャーに関する事項 ……63
（9）リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 ……63
（10）金利リスクに関する事項 ……63

令和３年度の業績

❖ 令和３年度の運営方針

当金庫は、令和2年度策定（期間3ヵ年）の第9次中期経営計画－地域・お客様との「共通価値」の創造と発展（共存共栄）－の実現に向け、令和3年度も取り組みを続けてまいりました。

同中期経営計画は、1.お客様との情報関係性を深め、お客様と地域社会の課題に応える（顧客の観点）、2.経営環境の変化に打ち勝つ、健全な業務運営・経営基盤の確立（組織の観点）、3.地域、お客様の成長を担う人材の育成（職員の観点）の3つを基本方針として掲げております。

また、コア業務純益（除投信解約益）、当期純利益、貸出金残高、預金残高、自己資本比率の5項目を目標経営指標としております。

❖ 令和３年度の経営環境

令和3年度における我が国経済は、前年度に引続き新型コロナウイルスの影響を大きく受けることとなりました。緊急事態宣言解除後も、変異株の拡大の影響等により、経済活動の再開は思ったほど進んでおらず、企業の業績悪化・倒産の増加・失業者の増加等の負の面が表面化しております。

❖ 令和３年度の預金・貸出金・損益の状況

預金
お客さまの金利選好・安全性などのご希望にお応えできるよう、スーパー定期預金のキャンペーンを年3回実施したほか、新型コロナウイルス感染症関連の給付金・補助金等により、預金・積金残高は96億円増加し、7,063億円となりました。

貸出金
お客さまの資金需要にお応えできるよう、一般事業資金、住宅ローン、消費性ローン等の商品をご用意しておりますが、昨年度、新型コロナウイルス関連貸出を積極的に実施した反動もあり、貸出金残高は141億円減少し、3,272億円となりました。

損益の状況
金利の低下により貸出金利息が減少したほか、信用コストの増加等により、経常利益は前年比511百万円減少の827百万円となり、当期純利益は、前年比580百万円減少し735百万円となりました。

❖ 自己資本比率について

自己資本比率（令和4年3月末） **10.40%**

当金庫の安全性・健全性を示す比率のうち自己資本比率については、貸出金等のリスク・アセットの減少に加え、適正な内部留保により自己資本が増加したことで、前年比で0.33%ポイント上昇しました。

令和4年3月末の自己資本比率は10.40%と国内基準の4%を上回っており、‘ひょうしん’の経営が安全かつ健全であることを示しています。

今後も皆様に安心してご利用いただけますように、リスク管理と収益力の強化を推し進め、自己資本の充実に努めてまいります。

自己資本比率の算出方法 >>> 自己資本比率 ＝ 自己資本額 31,727 百万円 ／ リスク・アセット 305,068 百万円 ×100 ＝ 10.40%

■最近5年間の主要な経営指標の推移

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	10,575	9,499	9,679	9,437	9,307
経常利益	1,223	770	873	1,338	827
当期純利益	1,117	712	681	1,316	735
出資総額	2,393	2,427	2,408	2,392	2,400
出資総口数（千口）	4,787	4,854	4,816	4,784	4,801
純資産額	29,218	31,565	30,064	34,440	33,239
総資産額	725,717	729,091	710,879	756,068	763,148
預金積金残高	688,213	690,315	676,151	696,626	706,301
貸出金残高	326,437	328,772	325,333	341,371	327,234
有価証券残高	187,357	196,139	212,440	232,475	246,947
単体自己資本比率（%）	9.03	9.30	9.32	10.07	10.40
出資に対する配当金	94	95	96	95	94
出資1口当たりの配当金（円）	20	20	20	20	20
役員数（人）	11	11	11	10	9
うち常勤役員数（人）	7	7	7	6	6
職員数（人）	527	542	521	499	486
会員数（人）	44,162	44,198	43,641	43,184	42,581

（注）残高、計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

財務諸表

貸借対照表

■資産の部

（単位：百万円）

科　目	令和3年3月末	令和4年3月末
現金	11,564	11,177
預け金	157,165	162,207
コールローン	―	3,000
買入金銭債権	5,317	4,826
金銭の信託	700	1,000
有価証券	232,475	246,947
国債	1,069	4,923
地方債	41,122	37,968
短期社債	4,999	6,999
社債	72,067	74,154
株式	541	260
その他の証券	112,674	122,642
貸出金	341,371	327,234
割引手形	1,003	1,409
手形貸付	9,033	6,367
証書貸付	324,486	313,329
当座貸越	6,847	6,127
その他資産	4,270	4,300
未決済為替貸	179	187
信金中金出資金	3,155	3,155
前払費用	1	0
未収収益	579	596
その他の資産	354	360
有形固定資産	6,303	6,509
建物	1,297	1,294
土地	4,584	4,567
リース資産	176	138
その他の有形固定資産	245	509
無形固定資産	257	157
ソフトウェア	252	155
リース資産	5	2
前払年金費用	―	0
債務保証見返	178	147
貸倒引当金	△ 3,357	△ 4,212
一般貸倒引当金	△ 519	△ 603
個別貸倒引当金	△ 2,838	△ 3,609
資産の部合計	756,247	763,296

■負債の部

（単位：百万円）

科　目	令和3年3月末	令和4年3月末
預金積金	696,626	706,301
当座預金	38,037	45,375
普通預金	298,098	317,773
貯蓄預金	283	264
通知預金	997	753
定期預金	343,093	326,676
定期積金	10,809	9,653
その他の預金	5,305	5,803
借用金	21,674	21,380
借入金	21,674	21,380
その他負債	1,155	917
未決済為替借	227	229
未払費用	437	309
給付補填備金	15	11
未払法人税等	11	11
前受収益	49	41
払戻未済金	19	16
払戻未済持分	1	2
金融派生商品	35	20
リース債務	181	140
資産除去債務	74	66
その他の負債	100	66
賞与引当金	305	298
退職給付引当金	71	―
預金払戻損失引当金	98	68
偶発損失引当金	218	150
繰延税金負債	955	267
再評価に係る繰延税金負債	523	523
債務保証	178	147
負債の部合計	721,807	730,056

■純資産の部

（単位：百万円）

科　目	令和3年3月末	令和4年3月末
出資金	2,392	2,400
普通出資金	2,392	2,400
利益剰余金	28,092	28,720
利益準備金	2,427	2,427
（うち利益準備金限度超過積立金）	(34)	(26)
その他利益剰余金	25,665	26,293
特別積立金	22,100	23,100
当期未処分剰余金	3,565	3,193
処分未済持分	△ 0	△ 0
会員勘定合計	30,484	31,120
その他有価証券評価差額金	3,222	1,373
土地再評価差額金	733	746
評価・換算差額等合計	3,955	2,119
純資産の部合計	34,440	33,239
負債及び純資産の部合計	756,247	763,296

損益計算書

（単位：千円）

科　目	令和2年度	令和3年度
経常収益	9,437,798	9,307,326
資金運用収益	7,344,795	7,113,168
貸出金利息	4,611,040	4,348,796
預け金利息	181,746	186,919
コールローン利息	―	5,714
有価証券利息配当金	2,414,018	2,456,665
その他の受入利息	137,989	115,071
役務取引等収益	1,136,419	1,181,477
受入為替手数料	472,217	419,462
その他の役務収益	664,201	762,014
その他業務収益	144,697	433,632
国債等債券売却益	100,833	404,313
国債等債券償還益	115	121
金融派生商品収益	12,457	14,689
その他の業務収益	31,291	14,508
その他経常収益	811,886	579,047
償却債権取立益	106,507	207,831
株式等売却益	384,267	239,457
金銭の信託運用益	30,901	27,000
その他の経常収益	290,208	104,757
経常費用	8,099,305	8,480,132
資金調達費用	268,950	195,185
預金利息	246,391	176,672
給付補填備金繰入額	11,732	8,686
借用金利息	4,501	3,846
金利スワップ支払利息	6,293	5,980
その他の支払利息	31	―
役務取引等費用	630,514	594,054
支払為替手数料	155,927	137,475
その他の役務費用	474,586	456,579
その他業務費用	432,742	144,920
外国為替売買損	180	―
国債等債券売却損	244,014	―
国債等債券償還損	60,466	141,582
国債等債券償却	125,080	―
その他の業務費用	2,999	3,338
経費	6,429,532	6,352,700
人件費	3,815,687	3,686,500
物件費	2,387,190	2,406,461
税金	226,654	259,738
その他経常費用	337,566	1,193,270
貸倒引当金繰入額	95,551	993,930
貸出金償却	75,230	91,607
株式等売却損	10,741	22,919
株式等償却	288	―
その他の経常費用	155,754	84,811

（単位：千円）

科　目	令和2年度	令和3年度
経常利益	1,338,493	827,194
特別利益	―	―
特別損失	6,751	54,102
固定資産処分損	6,751	22,035
減損損失	―	32,066
税引前当期純利益	1,331,741	773,091
法人税、住民税及び事業税	10,074	10,074
法人税等調整額	4,800	27,143
法人税等合計	14,874	37,217
当期純利益	1,316,866	735,874
繰越金（当期首残高）	2,248,817	2,470,244
再評価差額金取崩額	―	△ 12,980
当期未処分剰余金	3,565,684	3,193,138

剰余金処分計算書

（単位：千円）

科　目	令和2年度	令和3年度
当期未処分剰余金	3,565,684	3,193,138
剰余金処分額	1,095,440	94,613
普通出資に対する配当金	95,440	94,613
特別積立金	1,000,000	―
繰越金（当期末残高）	2,470,244	3,098,524

財務諸表の適正性等の確認

令和2年度及び令和3年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

令和3年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和4年6月9日

兵庫信用金庫
理事長　園田 和彦

貸借対照表の注記事項

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2. と同じ方法により行っております。

4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　10年～50年
その他　4年～20年

6. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

8. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
破綻懸念先で一定の債務者は、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権について、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部（資産監査部署）が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,201百万円であります。

10. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異　各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項（令和3年3月31日現在）

年金資産の額	1,732,930百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,817,887百万円
差引額	△84,957百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和3年3月分）
0.4890%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円及び別途積立金93,511百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金94百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

12. 預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

14. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替先物予約取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

15. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものです。その他の役務収益は、投信窓販手数料や生保窓販手数料等の証券・保険販売業務に基づくもの等が含まれております。受入為替手数料及びその他の役務収益にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫に係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

16. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

17. 証券投資信託の解約損益は銘柄ごとに集計し、解約益は有価証券利息配当金として、解約損は国債等債券償還損としてそれぞれ計上しております。

18. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 4,212百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として9.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における債務者の信用リスク」であります。「債務者区分の判定における債務者の信用リスク」は、各債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を評価し、設定しております。
なお、新型コロナウイルス感染症拡大やウクライナ情勢悪化等に伴う経済への影響は一定期間続くものと想定し、当金庫の貸出金等の信用リスクに一定の影響があると仮定しております。
新型コロナウイルス感染症拡大の影響が深刻化した場合や、個別貸出先の業績変化により当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

19. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額―百万円

20. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額―百万円

21. 子会社等の株式又は出資金の総額　63百万円

22. 子会社等に対する金銭債権総額　―百万円

23. 子会社等に対する金銭債務総額　188百万円

24. 有形固定資産の減価償却累計額 11,302百万円

25. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,610百万円
危険債権額	15,411百万円
三月以上延滞債権額	―百万円
貸出条件緩和債権額	8百万円
合計額	20,030百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. 手形割引は、日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和4年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 1,409百万円であります。

27. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	4,000百万円
有価証券	25,547百万円

担保資産に対応する債務

借用金	21,380百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金50,000百万円を差し入れております。
また、その他の資産のうち保証金は7百万円及び敷金は30百万円であります。

28. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成14年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　△1,329百万円

29. 出資1口当たりの純資産額 6,925円43銭

30. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行いリスクコントロールに努めております。また、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。
当金庫では、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制
当金庫は、リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するほか、経営陣によって構成されたリスク管理委員会を設置し、金庫全体のリスク状況を統合的に把握・管理する体制をとっております。リスク管理委員会ではリスク状況を定期的に議論するほか、金融環境の変化時には即座に同委員会を開催するなど機動的な態勢をとっております。
リスク管理体制の整備についても、リスク管理基本規定を基に各リスクの管理規定及び年度リスク管理方針を制定し、また、定量的な管理方法や手続等を定めた統合的リスク管理規定や各リスク計測マニュアルを整備しております。
①信用リスクの管理
当金庫は、与信業務の基本的な理念や手続等を定めた「クレジットポリシー」をはじめ、融資共通事務手続きや各種商品の事務規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部等により行われ、また、定期的に常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理し、その状況等は企画部がモニタリングしております。
②市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当金庫は定期的に金利の変動リスクの計測・評価を行い、ALM委員会等で協議検討し必要に応じて経営陣へ報告するなど、適宜、対策を講じる態勢としております。
定期的に企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会等に報告しております。
なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップも行っております。
(ii) 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、為替持高を正確に把握し、為替相場の変動により被るリスクの回避に努め、為替相場の変動による収益への影響度を把握しております。
(iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会が承認した、資金運用関連規定、資金運用計画及び資金運用方針に従い行われております。
このうち、資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は常勤理事会をはじめ、リスク管理委員会等へ定期的に報告されております。
(iv) デリバティブ取引
デリバティブ取引に関しては、資金運用関連規定、資金運用計画、及び資金運用方針等に基づき実施されております。
(v) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」及び「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引等であります。
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「有価証券」の市場リスク量をVaRにより日次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。「有価証券」を除く金融資産及び金融負債につきましても、「「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」において通貨ごとに規定された金利ショック」を用いた経済価値の変動額を金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間3ヵ月、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、令和4年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、4,955百万円です。
なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと評価損益との関係を検証するバックテスティングを実施しております。ただし、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉していると考えておりますが、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
「有価証券」を除く金融資産及び金融負債に係る、当事業年度末の上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合の経済価値の変動額は、138百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）を超える金利の変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
③資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

31. 金融商品の時価等に関する事項
令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（（注2）参照）。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金	11,177	11,177	―
(2) 預け金（＊1）	162,207	162,073	△133
(3) 有価証券	246,765	246,810	45
満期保有目的の債券	5,357	5,403	45
その他有価証券	241,407	241,407	―
(4) 貸出金	327,234		
貸倒引当金（＊2）	△4,140		
	323,093	324,198	1,104
金融資産計	743,244	744,260	1,016
(1) 預金積金	706,301	706,476	174
金融負債計	706,301	706,476	174
デリバティブ取引（＊3）			
ヘッジ会計が適用されているもの	―	―	―
ヘッジ会計が適用されていないもの	(20)	(20)	―
デリバティブ取引計	(20)	(20)	―

（＊1）預け金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
（＊3）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で表示しております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）
金融資産
（1）預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、無リスクの市場金利（1年未満は対TIBOR、1年以上は対TONAの円／円スワップレート）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。また、利払いごとに預入先の金融機関が満期を繰り上げることができる預け金（いわゆるコーラブル預金）については、合理的に算定された価額を時価としております。
（2）有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。
なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については32. から33. に記載しております。
（3）貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び残存期間、内部格付に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（1年未満は対TIBOR、1年以上は対TONAの円／円スワップレート）に内部格付区分に対応した信用コスト率及び経費率を加算した率で割り引いて時価を算定しております。固定金利による住宅ローンについては、元利金の合計額を残存期間と同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（3ヵ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。
貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
金融負債
（1）預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、残存期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（3ヵ月以内）のもの及び変動金利型のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
デリバティブ取引
デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）であり、割引現在価値等により算出した価額によっております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（＊1）	43
関連法人等株式（＊1）	20
非上場株式（＊1）	118
信金中央金庫出資金（＊1）	3,155
合　計	3,337

（＊1）子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式、信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(＊1)	38,300	74,000	10,000	3,000
有価証券(＊2)	19,209	44,416	71,031	56,910
満期保有目的の債券	4,111	650	342	252
その他有価証券のうち満期があるもの	15,097	43,765	70,689	56,658
貸出金(＊3)	56,395	106,019	72,545	68,567
合　計	113,904	224,436	153,577	128,478

(＊1)預け金のうち、当座預金や普通預金など明確な期間の定めがないものは含めておりません。
(＊2)有価証券のうち、株式や投資信託など償還予定額が明確に見込めないものは含めておりません。
(＊3)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)主な有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超
預金積金(＊1)	626,095	78,663	1,543	—
合　計	626,095	78,663	1,543	—

(＊1)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」のうち、信託受益権等が含まれております。以下、33. まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種　類	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国　債	—	—	—
	地方債	3,198	3,232	34
	短期社債	—	—	—
	社　債	2,159	2,170	10
	その他	1,562	1,661	99
	小　計	6,919	7,064	144
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国　債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社　債	—	—	—
	その他	3,264	3,224	△40
	小　計	3,264	3,224	△40
合　計		10,184	10,289	104

その他有価証券

(単位:百万円)

	種　類	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	—	—	—
	債　券	65,317	64,008	1,308
	国　債	1,543	1,508	34
	地方債	29,736	28,989	746
	短期社債	—	—	—
	社　債	34,037	33,509	527
	その他	72,058	68,560	3,498
	小　計	137,375	132,568	4,807
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	78	98	△20
	債　券	53,369	53,923	△553
	国　債	3,379	3,436	△56
	地方債	5,033	5,085	△52
	短期社債	6,999	6,999	—
	社　債	37,956	38,401	△444
	その他	50,583	52,912	△2,329
	小　計	104,031	106,934	△2,903
合　計		241,407	239,503	1,904

33. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株　式	267	7	—
債　券	1,101	27	—
国　債	502	3	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社　債	599	24	—
その他	12,503	579	21
合　計	13,871	614	21

34. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,000	1,000	—	—	—

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、26,244百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが 14,657百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	(単位:百万円)
税務上の繰越欠損金(注2)	956
貸倒引当金	1,517
減価償却超過額	296
土地の減損	141
賞与引当金	83
その他	188
繰延税金資産小計	3,183
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	△903
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,016
評価性引当額小計(注1)	△2,920
繰延税金資産合計	263
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	530
その他	0
繰延税金負債合計	530
繰延税金負債の純額	267

(注1)評価性引当額が前年比179百万円減少しております。この減少の主な要因は、繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことに伴うものであります。
(注2)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当事業年度(令和4年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(＊1)	52	121	41	125	98	516	956
評価性引当額	—	△121	△41	△125	△98	△516	△903
繰延税金資産	52	—	—	—	—	—	52

(＊1)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

37. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項
企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。
契約資産　—百万円
顧客との契約から生じた債権　4百万円
契約負債　11百万円

38. 会計方針の変更
企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。
企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(令和元年7月4日)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

39. 表示方法の変更
信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

損益計算書の注記事項

注 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引による収益総額　6,338千円
子会社との取引による費用総額 148,532千円
3. 出資1口当たり当期純利益金額　154円47銭
4. その他の経常収益は、偶発損失引当金戻入益68,079千円などであります。
5. その他の経常費用は、責任共有負担金67,550千円などであります。
6. 減損損失に関する事項は次の通りであります。

(単位:千円)

地域	主な用途	種類	金額
姫路市	営業用店舗等　3カ所	土地	1,139
		建物	—
姫路市	遊休資産　1カ所	土地	21,557
		建物	478
その他	遊休資産　2カ所	土地	1,239
		建物	7,652
合　計			32,066

資産のグルーピングは主として営業店をそれぞれ1つの単位としております。但し、遊休資産は個々の資産グループとして取扱っております。
上記の資産グループについては、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。
当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額または使用価値であり、正味売却価額は不動産鑑定評価等に基づき算定しております。また、使用価値は、営業活動から生じる将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いて算定しております。
7. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、1,113,185千円であります。
8. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

主な経営指標 主要な事業の状況を示す指標

業務粗利益

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度
資金運用収支	7,076,103	6,918,193
資金運用収益	7,344,795	7,113,168
資金調達費用	268,692	194,975
役務取引等収支	505,905	587,422
役務取引等収益	1,136,419	1,181,477
役務取引等費用	630,514	594,054
その他業務収支	△ 288,044	288,712
その他業務収益	144,697	433,632
その他業務費用	432,742	144,920
業務粗利益	7,293,963	7,794,329
業務粗利益率	0.97%	1.00%

(注)1.「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(令和2年度257千円、令和3年度210千円)を控除して表示しております。
2.業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
3.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
資金運用勘定	744,996	778,191	7,344,795	7,113,168	0.98	0.91
うち貸出金	341,308	335,379	4,611,040	4,348,796	1.35	1.29
うち預け金	177,429	198,256	181,746	186,919	0.10	0.09
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	218,355	233,561	2,414,018	2,456,665	1.10	1.05
資金調達勘定	728,451	761,388	268,692	194,975	0.03	0.02
うち預金積金	716,109	741,492	258,123	185,359	0.03	0.02
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借用金	13,041	20,720	4,501	3,846	0.03	0.01

(注)1.資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和2年度580百万円、令和3年度1,399百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和2年度700百万円、令和3年度824百万円)及び利息(令和2年度257千円、令和3年度210千円)を、それぞれ控除して表示しております。
2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

利鞘

(単位:%)

	令和2年度	令和3年度
資金運用利回	0.98	0.91
資金調達原価率	0.91	0.85
総資金利鞘	0.07	0.05

利益率

(単位:%)

	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	0.17	0.10
総資産当期純利益率	0.17	0.09

(注)

$$総資産経常(当期純)利益率 = \frac{経常(当期純)利益}{総資産(債務保証見返を除く)平均残高} \times 100$$

受取・支払利息の増減

(単位:千円)

	令和2年度			令和3年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	372,867	△ 377,221	△ 4,353	303,427	△ 535,054	△ 231,626
うち貸出金	214,579	△ 378,684	△ 164,105	△ 80,108	△ 182,134	△ 262,243
うち預け金	6,468	△ 74,017	△ 67,549	19,636	△ 14,463	5,172
うち有価証券	138,083	38,493	176,576	159,943	△ 117,296	42,646
支払利息	13,582	△ 72,973	△ 59,390	8,434	△ 82,152	△ 73,717
うち預金積金	9,594	△ 67,866	△ 58,271	6,345	△ 79,109	△ 72,764
うち借用金	3,527	△ 4,210	△ 682	1,425	△ 2,080	△ 655

(注)1.残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減に含めております。
2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

業務純益

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
業務純益	953	1,359
実質業務純益	894	1,443
コア業務純益	1,223	1,180
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	1,008	1,094

(注)1.業務純益=業務収益−(業務費用−金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2.実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3.コア業務純益=実質業務純益−国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

経費の内訳

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
人件費	3,815	3,686
物件費	2,387	2,406
事務費	1,211	1,249
固定資産費	364	347
事業費	102	101
人事厚生費	49	36
減価償却費	436	453
その他	223	218
税金	226	259
合　計	6,429	6,352

預金・貸出金 預金に関する指標

流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高

■預金積金及び譲渡性預金平均残高

（単位：百万円）

	令和2年度	令和3年度
流動性預金	345,901	393,999
うち有利息預金	265,352	287,646
定期性預金	368,081	345,309
定期預金	356,894	335,250
うち固定金利定期預金	356,775	335,159
うち変動金利定期預金	119	90
定期積金	11,186	10,059
その他	2,127	2,184
計	716,109	741,492
譲渡性預金	—	—
合計	716,109	741,492

（注）1.流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2.定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

■定期預金残高

（単位：百万円）

	令和3年3月末	令和4年3月末
定期預金	343,093	326,676
固定金利定期預金	342,986	326,583
変動金利定期預金	99	85
その他	7	7

預金科目別平残内訳

（単位：百万円）

	令和2年度	令和3年度
当座預金	38,716	42,892
普通預金	305,951	349,839
貯蓄預金	285	270
通知預金	947	996
定期預金	356,894	335,250
定期積金	11,186	10,059
別段預金	2,049	2,115
納税預金	64	69
その他預金	13	0
合計	716,109	741,492

預金者別預金残高

（単位：百万円）

	令和3年3月末	令和4年3月末
個人	537,074	536,818
一般法人	151,206	160,226
金融機関	1,684	1,622
公金	6,660	7,634
合計	696,626	706,301

財形貯蓄残高

（単位：百万円）

	令和3年3月末	令和4年3月末
財形貯蓄	146	147
財形年金貯蓄	41	34
合計	187	182

貸出金等に関する指標

手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

■貸出金平均残高

（単位：百万円）

	令和2年度	令和3年度
手形貸付	8,963	7,884
証書貸付	323,624	320,278
当座貸越	7,253	6,060
割引手形	1,468	1,154
合計	341,308	335,379

（注）国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

■貸出金残高

（単位：百万円）

	令和3年3月末	令和4年3月末
貸出金	341,371	327,234
変動金利	180,697	177,592
固定金利	160,674	149,641

消費者ローン・住宅ローン残高

（単位：百万円）

	令和3年3月末	令和4年3月末
消費者ローン	5,836	5,362
住宅ローン	72,390	73,127
合計	78,226	78,490

担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

■貸出金の担保別内訳

（単位：百万円）

	令和3年3月末	令和4年3月末
当金庫預金積金	2,651	2,521
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	55,842	51,689
その他	0	—
計	58,494	54,211
信用保証協会・信用保険	106,205	106,541
保証	118,528	111,932
信用	58,143	54,549
合計	341,371	327,234

■債務保証見返の担保別内訳

（単位：百万円）

	令和3年3月末	令和4年3月末
当金庫預金積金	0	0
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	20	18
その他	—	—
計	21	19
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	130	103
信用	27	24
合計	178	147

使途別の貸出金残高

■貸出金使途別残高

（単位：百万円）

	令和3年3月末		令和4年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	152,153	44.5%	151,160	46.1%
運転資金	189,218	55.4%	176,073	53.8%
合計	341,371	100.0%	327,234	100.0%

業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

■貸出金業種別内訳

（単位：先、百万円）

業種区分	令和3年3月末			令和4年3月末		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	534	22,681	6.6%	525	21,157	6.4%
農業、林業	26	393	0.1%	24	348	0.1%
漁業	13	58	0.0%	14	64	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	2	214	0.0%	2	195	0.0%
建設業	1,142	34,379	10.0%	1,127	32,796	10.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	11	0.0%	1	10	0.0%
情報通信業	34	932	0.2%	37	831	0.2%
運輸業、郵便業	129	7,691	2.2%	123	7,323	2.2%
卸売業、小売業	802	27,134	7.9%	785	25,879	7.9%
金融業、保険業	25	6,502	1.9%	27	8,387	2.5%
不動産業	997	76,493	22.4%	1,004	73,865	22.5%
物品賃貸業	9	1,273	0.3%	9	1,190	0.3%
学術研究、専門・技術サービス業	134	2,861	0.8%	138	2,508	0.7%
宿泊業	18	4,771	1.3%	18	3,749	1.1%
飲食業	371	7,759	2.2%	365	7,224	2.2%
生活関連サービス業、娯楽業	351	14,341	4.2%	350	13,421	4.1%
教育、学習支援業	38	857	0.2%	37	487	0.1%
医療、福祉	237	11,925	3.4%	229	11,313	3.4%
その他のサービス	258	8,721	2.5%	245	8,537	2.6%
小計	5,121	229,007	67.0%	5,060	219,293	67.0%
地方公共団体	13	33,421	9.7%	13	28,924	8.8%
個人	12,706	78,942	23.1%	11,845	79,016	24.1%
合計	17,840	341,371	100.0%	16,918	327,234	100.0%

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

預貸率の期末値及び期中平均値

■預貸率

（単位：%）

	令和2年度	令和3年度
期末預貸率	49.0	46.3
期中平均預貸率	47.6	45.2

（注）1. 預貸率＝$\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金＋譲渡性預金}}$×100
2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

代理貸付残高の内訳

（単位：百万円）

	令和3年3月末	令和4年3月末
信金中央金庫	108	82
日本政策金融公庫	4	2
独）住宅金融支援機構	3,164	2,733
独）福祉医療機構	403	352
独）勤労者退職金共済機構	—	—
独）中小企業基盤整備機構	85	64
合計	3,766	3,236

一店舗あたりの預金残高及び貸出金残高

（単位：百万円）

		令和3年3月末	令和4年3月末
一店舗あたり	預金	16,200 (16,653)	17,657 (18,537)
	貸出金	7,938 (7,937)	8,180 (8,384)

（注）（ ）内は期中の平均残高により算出したものです。

役職員一人あたりの預金残高及び貸出金残高

（単位：百万円）

		令和3年3月末	令和4年3月末
役職員一人あたり	預金	1,379 (1,353)	1,435 (1,425)
	貸出金	675 (645)	665 (644)

（注）（ ）内は期中の平均残高により算出したものです。

有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高

該当する取引はございません。

有価証券の残存期間別残高

■令和2年度

（単位：百万円）

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
国債	－	－	－	567	－	502	－	1,069
地方債	2,610	6,314	4,452	4,238	5,172	18,333	－	41,122
短期社債	4,999	－	－	－	－	－	－	4,999
社債	3,439	10,622	2,338	12,205	16,651	26,308	501	72,067
株式	－	－	－	－	－	－	322	322
外国証券	500	9,491	9,398	16,831	16,755	12,962	12,615	78,555
その他の証券	1,617	2,169	2,866	2,360	9,467	4,347	16,608	39,437

■令和3年度

（単位：百万円）

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
国債	－	－	－	553	989	3,379	－	4,923
地方債	3,959	4,504	3,931	4,139	4,959	16,472	－	37,968
短期社債	6,999	－	－	－	－	－	－	6,999
社債	7,244	4,616	5,040	12,888	20,050	23,613	699	74,154
株式	－	－	－	－	－	－	78	78
外国証券	1,005	12,163	14,160	14,693	12,756	12,745	16,203	83,726
その他の証券	－	2,720	6,153	1,363	9,952	4,724	18,827	43,742

有価証券の種類別の平均残高

■有価証券平均残高

（単位：百万円）

	令和2年度	令和3年度
国債	973	1,100
地方債	41,499	38,488
短期社債	3,092	6,467
社債	71,477	73,050
株式	292	397
外国証券	72,180	78,608
その他の証券	28,836	35,448
合　計	218,352	233,561

預証率の期末値及び期中平均値

■預証率

（単位：%）

	令和2年度	令和3年度
期末預証率	33.37	34.96
期中平均預証率	30.49	31.49

（注）1. $預証率=\frac{有価証券}{預金積金+譲渡性預金}\times100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

有価証券

売買目的有価証券

該当する取引はございません。

満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種類	令和2年度 貸借対照表計上額	令和2年度 時価	令和2年度 差額	令和3年度 貸借対照表計上額	令和3年度 時価	令和3年度 差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	3,509	3,571	61	3,198	3,232	34
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	2,359	2,387	27	2,159	2,170	10
	その他	4,998	5,060	62	1,562	1,661	99
	小計	10,867	11,019	151	6,919	7,064	144
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	10	9	△0	－	－	－
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	－	－	－	－	－	－
	その他	819	816	△2	3,264	3,224	△40
	小計	829	826	△2	3,264	3,224	△40
合　計		11,697	11,845	148	10,184	10,289	104

（注）1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等は本表には含めておりません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格のない株式等であるため、下記「市場価格のない株式等」に記載し、本項では記載を省略しております。

その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	令和2年度 貸借対照表計上額	令和2年度 取得原価	令和2年度 差額	令和3年度 貸借対照表計上額	令和3年度 取得原価	令和3年度 差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	203	197	6	－	－	－
	債券	81,393	79,292	2,100	65,317	64,008	1,308
	国債	1,069	1,022	47	1,543	1,508	34
	地方債	36,430	35,169	1,260	29,736	28,989	746
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	43,893	43,100	792	34,037	33,509	527
	その他	82,429	78,811	3,618	72,058	68,560	3,498
	小計	164,026	158,301	5,725	137,375	132,568	4,807
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	118	123	△5	78	98	△20
	債券	31,986	32,274	△287	53,369	53,923	△553
	国債	－	－	－	3,379	3,436	△56
	地方債	1,172	1,180	△7	5,033	5,085	△52
	短期社債	4,999	4,999	－	6,999	6,999	－
	社債	25,814	26,094	△279	37,956	38,401	△444
	その他	29,745	30,709	△964	50,583	52,912	△2,329
	小計	61,850	63,108	△1,257	104,031	106,934	△2,903
合　計		225,877	221,409	4,467	241,407	239,503	1,904

（注）1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等

（単位：百万円）

	令和2年度 貸借対照表計上額	令和3年度 貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	43	43
関連法人等株式	20	20
非上場株式	155	118
組合出資金	3,155	3,155
その他の証券	0	0
合　計	3,374	3,337

公共債引受額

該当する取引はございません。

公共債窓口販売実績

該当する取引はございません。

金銭の信託

運用目的の金銭の信託

該当する取引はございません。

満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はございません。

その他の金銭の信託

（単位：百万円）

令和2年度 取得原価	令和2年度 貸借対照表計上額	令和2年度 評価差額	令和2年度 うち益	令和2年度 うち損	令和3年度 取得原価	令和3年度 貸借対照表計上額	令和3年度 評価差額	令和3年度 うち益	令和3年度 うち損
700	700	－	－	－	1,000	1,000	－	－	－

（注）貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

デリバティブ取引

金利関連取引

（単位：百万円）

		令和2年度				令和3年度			
		契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時　価	評価損益	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時　価	評価損益
店頭	金利スワップ								
	受取固定・支払変動	—	—	—	—	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	851	851	816	△ 35	795	795	774	△ 20
	受取変動・支払変動	—	—	—	—	—	—	—	—
	受取固定・支払固定	—	—	—	—	—	—	—	—
合　計				816	△ 35			774	△ 20

（注）1. 上記取引については、時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

通貨関連取引

該当する取引はございません。

株式関連取引・債券関連取引・商品関連取引・クレジットデリバティブ取引

該当する取引はございません。

報酬体系について

単体

1. 対象役員
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

（1）報酬体系の概要
【基本報酬及び賞与】
非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。
そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

（2）令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位：百万円）

区　分	総支払額
対象役員に対する報酬等	182

（注）1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」154百万円、「賞与」18百万円、「退職慰労金」10百万円となっております。
3. 当金庫が当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金はありません。
4. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

（3）その他
「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、令和3年度において、対象職員等に該当するものはいませんでした。

（注）1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2.「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬額の平均額としております。
3. 令和3年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

連結

1. 対象役員
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

（1）報酬体系の概要
【基本報酬及び賞与】
非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。
そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

（2）令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位：百万円）

区　分	総支払額
対象役員に対する報酬等	182

（注）1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」154百万円、「賞与」18百万円、「退職慰労金」10百万円となっております。
3. 当金庫が当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金はありません。
4. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

（3）その他
「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、令和3年度において、対象職員等に該当するものはいませんでした。

（注）1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2.「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
なお、令和3年度においては、該当する会社はありませんでした。
3.「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬額の平均額としております。
4. 令和3年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

退職給付会計について

1. 採用している退職給付制度の概要
当金庫の退職給付制度は次のとおりです。
①確定給付企業年金制度（平成19年10月1日）
②確定拠出年金制度（平成19年10月1日）
また、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）にも加入しています。

2. 退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

区　分	金　額	
	令和2年度	令和3年度
退職給付債務（A）	2,267,675	2,214,414
年金資産（B）	2,462,915	2,549,337
前払年金費用（C）		△ 539
未認識過去勤務費用（D）		
未認識数理計算上の差異（E）	△ 266,366	△ 334,383
その他（会計基準変更時差異の未処理額）（F）		
退職給付引当金（A−B−C−D−E−F）	71,125	—

3. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

区　分	金　額	
	令和2年度	令和3年度
勤務費用（A）	398,236	390,394
利息費用（B）		
期待運用収益（C）	△ 31,141	△ 36,943
過去勤務費用の費用処理額（D）		
数理計算上の差異の費用処理額（E）	9,156	△ 28,649
会計基準変更時差異の費用処理額（F）		
その他（臨時に支払った割増退職金等）（G）		
退職給付費用（A+B+C+D+E+F+G）	376,251	324,801

4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区　分	摘　要	
	令和2年度	令和3年度
（1）割引率	0.0%	0.0%
（2）長期期待運用収益率	1.5%	1.5%
（3）退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額基準	期間定額基準
（4）過去勤務費用の額の処理年数	10年（発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による）	
（5）数理計算上の差異の処理年数	10年（発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理する）	

その他の経営指標

内国為替取扱高

（単位：百万円）

		令和2年度	令和3年度
		金　額	金　額
振込・送金	仕向為替	671,242	629,175
	被仕向為替	822,694	798,238
代金取立	仕向為替	13,313	12,734
	被仕向為替	5,785	5,174

外国為替取扱高

（単位：千米ドル）

	令和2年度	令和3年度
	金　額	金　額
輸出	0	—
輸入	601	—
貿易外	84	—
合　計	686	—

外貨建資産残高

（単位：千米ドル）

	令和3年3月末	令和4年3月末
外貨建資産残高	153,697	138,027

会員数・出資金・配当率

（単位：人、百万円）

	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末
会員数	44,162	44,198	43,641	43,184	42,581
出資金	2,393	2,427	2,408	2,392	2,400
配当率	年4%	年4%	年4%	年4%	年4%

職員数

（単位：人）

	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末
男性	331	332	314	304	289
女性	196	210	207	195	197
職員総数	527	542	521	499	486

自動機設置状況

（単位：台）

	令和3年3月末	令和4年3月末
店内ATM	85	78
店外ATM	16	19
合　計	101	97

（注）店外ATMには企業内CD1台を含んでおります。

不良債権額と不良債権比率の推移

金融再生法に基づき開示すべき債権は、貸出金のほか債務保証見返、未収利息、外国為替、貸付有価証券、金融機関保証付私募債及び仮払金です。

金融再生法に基づく不良債権とは、破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破綻先、実質破綻先の債権）、危険債権（破綻懸念先の債権）、要管理債権（要注意先のうち、元本又は利息の支払が三月以上延滞している債権、または貸出条件緩和債権）の合計債権額です。

不良債権比率は、不良債権額を金融再生法に基づき開示すべき債権の額で除した割合です。

不良債権と言いましても、すべてがロスに繋がるものではありませんが、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に対しては、毀損見込額全額を個別貸倒引当金として計上し、危険債権、要管理債権に対しては、当金庫の過去の毀損実績にて貸倒実績率を算出し所要の個別・一般貸倒引当金を計上しています。

また、正常債権に対しても同様に、貸倒実績率により一般貸倒引当金を計上しています。

これら貸倒引当金を計上しているほかに、純資産額は332億円に上っており、健全性については問題ありません。

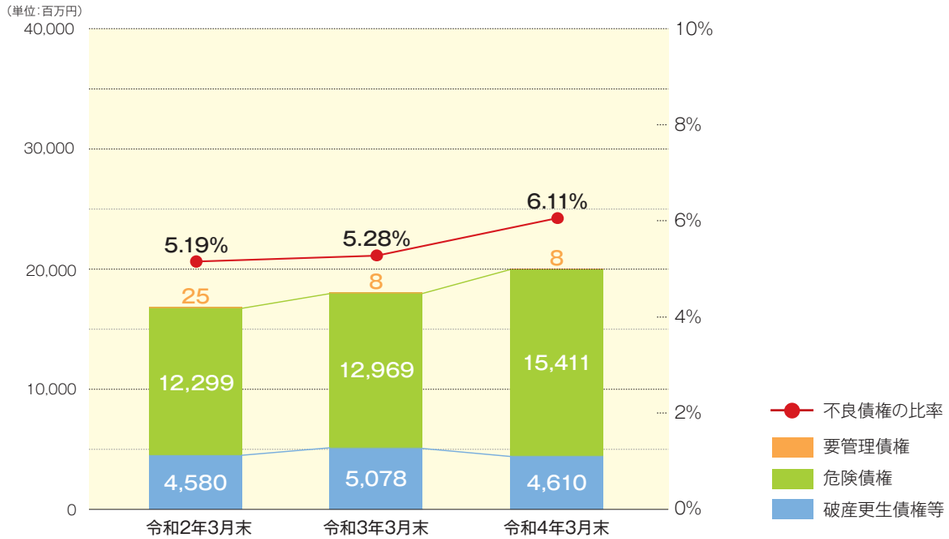

信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

リスク管理債権とは、信用金庫法により定められた開示すべき債権（貸出金）の金額です。又、金融再生法に基づき開示すべき債権とは、貸出金のほか債務保証見返、未収利息、外国為替、貸付有価証券、金融機関保証付私募債及び仮払金です。

（単位：百万円、%）

区分		開示額 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率(%) (b)/(a)	引当率(%) (d)/(a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年3月末	5,078	5,078	4,486	592	100.00	100.00
	令和4年3月末	4,610	4,610	3,500	1,109	100.00	100.00
危険債権	令和3年3月末	12,969	11,797	9,603	2,194	90.96	65.18
	令和4年3月末	15,411	14,109	11,660	2,448	91.55	65.28
要管理債権	令和3年3月末	8	0	0	0	3.83	3.83
	令和4年3月末	8	0	0	0	2.34	2.34
三月以上延滞債権	令和3年3月末	—	—	—	—	—	—
	令和4年3月末	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和3年3月末	8	0	0	0	3.83	3.83
	令和4年3月末	8	0	0	0	2.34	2.34
小計（A）	令和3年3月末	18,056	16,876	14,089	2,786	93.46	70.25
	令和4年3月末	20,030	18,720	15,161	3,558	93.46	73.09
正常債権（B）	令和3年3月末	323,642					
	令和4年3月末	307,495					
総与信残高（A）＋（B）	令和3年3月末	341,699					
	令和4年3月末	327,525					

（注）1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のことです。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権のことです。
3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額のことです。
4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金のことです。
5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金のことです。
6.「正常債権」（B）とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権のことです。
7.「担保・保証等による回収見込額」（c）は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額のことです。
8.「貸倒引当金」（d）には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）のことです。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

■貸倒引当金の内訳

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額 目的使用	当期減少額 その他	期末残高
一般貸倒引当金	令和2年度	578	519	—	578	519
	令和3年度	519	603	—	519	603
個別貸倒引当金	令和2年度	2,839	2,838	155	2,684	2,838
	令和3年度	2,838	3,609	139	2,699	3,609
合計	令和2年度	3,417	3,357	155	3,262	3,357
	令和3年度	3,357	4,212	139	3,218	4,212

貸出金償却の額

■貸出金償却額

（単位：百万円）

令和2年度	75
令和3年度	91

子会社等に関する事項

当金庫グループの主要な事業の概要

当金庫グループは、当金庫、子会社1社と子法人等1社及び関連法人等1社で構成され、信用金庫業務を中心に、金融機関事務集中業務受託、リース業務及び金融機関業務データ処理受託などの金融サービスを提供しております。

兵庫信用金庫
- 国内
  - 本店ほか支店35店舗　出張所4店舗
  - 子会社1社　兵信ビジネスサービス株式会社(金融機関事務集中業務受託他)
  - 子法人等1社　兵信リース株式会社(リース業務)
  - 関連法人等1社　株式会社信金西日本ソリューションセンター(金融機関業務データ処理受託他)

子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当金庫議決権比率	子会社等の議決権比率
兵信ビジネスサービス株式会社	姫路市増位新町1丁目16番地	金融機関事務集中業務受託	昭和60年6月18日	10百万円	100.0%	−%
兵信リース株式会社	姫路市増位新町1丁目16番地	リース業務	昭和63年11月16日	30百万円	41.0%	−%
株式会社信金西日本ソリューションセンター	石川県白山市八束穂1丁目6番地	金融機関業務データ処理受託	平成18年7月3日	70百万円	28.6%	−%

当金庫グループの事業の概況（連結）

預金については、流動性預金の増加が定期性預金の減少を上回り、期末残高で前連結会計年度比96億円、1.38%増加し7,062億円となりました。また、貸出金については、事業性貸出等の減少により、期末残高で前連結会計年度比141億円、4.14%減少し3,272億円となりました。

収支面では、資金利益の減少に加え、信用コストの増加等の影響により、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比580百万円、43.79%減少し、744百万円となりました。

また、当金庫グループの連結自己資本比率は、前連結会計年度比0.32ポイント上昇し10.44%となりました。

これは国内基準の4%を上回っており、当金庫グループが安全かつ健全であることを示しています。

5連結会計年度における主要な経営指標の推移

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	**令和3年度**
連結経常収益	10,572	9,499	9,678	9,435	9,301
連結経常利益	1,232	782	882	1,348	840
親会社株主に帰属する当期純利益	1,124	722	689	1,325	744
連結純資産額	29,322	31,679	30,186	34,570	33,378
連結総資産額	725,770	729,150	710,944	756,142	763,225
連結自己資本比率(%)	9.07	9.34	9.36	10.12	10.44

(注) 連結総資産額には、債務保証見返は含んでおりません。

連結貸借対照表

■資産の部

（単位：百万円）

科目	令和3年3月末	**令和4年3月末**
現金及び預け金	168,730	173,385
買入手形及びコールローン	—	3,000
買入金銭債権	5,317	4,826
金銭の信託	700	1,000
有価証券	232,548	247,020
貸出金	341,371	327,234
その他資産	4,270	4,300
有形固定資産	6,303	6,512
建物	1,297	1,295
土地	4,584	4,567
リース資産	176	138
その他の有形固定資産	245	512
無形固定資産	257	157
ソフトウェア	252	155
リース資産	5	2
その他の無形固定資産	0	0
退職給付に係る資産	—	0
債務保証見返	178	147
貸倒引当金	△ 3,357	△ 4,212
資産の部合計	756,321	763,373

■負債の部

（単位：百万円）

科目	令和3年3月末	**令和4年3月末**
預金積金	696,552	706,220
借用金	21,674	21,380
その他負債	1,164	928
賞与引当金	313	306
退職給付に係る負債	71	0
預金払戻損失引当金	98	68
偶発損失引当金	218	150
繰延税金負債	955	267
再評価に係る繰延税金負債	523	523
債務保証	178	147
負債の部合計	721,751	729,994

■純資産の部

（単位：百万円）

科目	令和3年3月末	**令和4年3月末**
出資金	2,392	2,400
利益剰余金	28,223	28,859
処分未済持分	△ 0	△0
会員勘定合計	30,614	31,258
その他有価証券評価差額金	3,222	1,373
土地再評価差額金	733	746
評価・換算差額等合計	3,955	2,119
非支配株主持分	—	—
純資産の部合計	34,570	33,378
負債及び純資産の部合計	756,321	763,373

連結損益計算書

（単位：千円）

科目	令和2年度	**令和3年度**
経常収益	9,435,698	9,301,301
資金運用収益	7,338,134	7,110,507
貸出金利息	4,611,040	4,348,796
預け金利息	181,746	186,919
買入手形利息及びコールローン利息	—	5,714
有価証券利息配当金	2,407,357	2,454,004
その他の受入利息	137,989	115,071
役務取引等収益	1,130,381	1,175,439
その他業務収益	144,397	433,332
その他経常収益	822,784	582,021
償却債権取立益	106,507	207,831
その他の経常収益	716,276	374,189
経常費用	8,087,504	8,460,700
資金調達費用	268,949	195,184
預金利息	246,390	176,671
給付補填備金繰入額	11,732	8,686
借用金利息	4,501	3,846
その他の支払利息	6,324	5,980
役務取引等費用	630,514	594,054
その他業務費用	432,742	144,920
経費	6,417,553	6,332,466
その他経常費用	337,745	1,194,073
貸倒引当金繰入額	95,551	993,930
その他の経常費用	242,194	200,142
経常利益	1,348,193	840,601
特別利益	—	—
特別損失	6,751	54,102
固定資産処分損	6,751	22,035
減損損失	—	32,066
税金等調整前当期純利益	1,341,441	786,499
法人税、住民税及び事業税	11,629	14,683
法人税等調整額	4,800	27,143
法人税等合計	16,430	41,826
当期純利益	1,325,011	744,672
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	1,325,011	744,672

連結剰余金計算書

（単位：千円）

科目	令和2年度	**令和3年度**
利益剰余金期首残高	26,994,220	28,223,020
利益剰余金増加高	1,325,011	744,672
親会社株主に帰属する当期純利益	1,325,011	744,672
利益剰余金減少高	96,211	108,416
配当金	96,211	95,436
土地再評価差額金取崩額	—	12,980
利益剰余金期末残高	28,223,020	28,859,277

信用金庫法開示債権（リスク管理債権）【連結】の状況

（単位：百万円）

	令和3年3月末	**令和4年3月末**
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,078	4,610
危険債権	12,969	15,411
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	8	8
小計（A）	18,056	20,030
正常債権（B）	323,642	307,495
総与信残高（A）＋（B）	341,699	327,525

(注) リスク管理債権は、兵庫信用金庫の決算におけるものと同額です。
49ページの信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況をご参照ください。

事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外に一部で事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

連結貸借対照表の注記事項

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。

4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 当金庫の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　10年～50年
その他　4年～20年
連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

6. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

8. 当金庫の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9. 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
破綻懸念先で一定の債務者は、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権について、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部（資産監査部署）が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,201百万円であります。

10. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

11. 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異　各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理
「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しております。
なお、一部の連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
当金庫並びに連結される子会社及び子法人等は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の掛金等に占める当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項（令和3年3月31日現在）
年金資産の額　1,732,930百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額　1,817,887百万円
差引額　△ 84,957百万円
②制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の掛金拠出割合（令和3年3月分）
0.5060%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円及び別途積立金93,511百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金97百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の実際の負担割合とは一致しません。

12. 預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

14. 当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替先物予約取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

15. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものです。その他の役務収益は、投信窓販手数料や生保窓販手数料等の証券・保険販売業務に基づくもの等が含まれております。
受入為替手数料及びその他の役務収益にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫に係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

16. 当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
17. 証券投資信託の解約損益は銘柄ごとに集計し、解約益は有価証券利息配当金として、解約損は国債等債券償還損としてそれぞれ計上しております。
18. 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金　4,212百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として9.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における債務者の信用リスク」であります。「債務者区分の判定における債務者の信用リスク」は、各債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を評価し、設定しております。
なお、新型コロナウイルス感染症拡大やウクライナ情勢悪化等に伴う経済への影響は一定期間続くものと想定し、当金庫グループの貸出金等の信用リスクに一定の影響があると仮定しております。
新型コロナウイルス感染症拡大の影響が深刻化した場合や、個別貸出先の業績変化により当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
19. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額一百万円
20. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額一百万円
21. 子会社等の株式又は出資金の総額(連結子会社及び連結子法人等の株式又は出資金を除く)136百万円
22. 有形固定資産の減価償却累計額11,308百万円
23. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。
なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額　4,610百万円
危険債権額　15,411百万円
三月以上延滞債権額　一百万円
貸出条件緩和債権額　8百万円
合計額　20,030百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
24. 手形割引は、日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(令和4年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,409百万円であります。
25. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
預け金　4,000百万円
有価証券　25,547百万円
担保資産に対応する債務
借用金　21,380百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金50,000百万円を差し入れております。
また、その他の資産のうち保証金は7百万円及び敷金は30百万円であります。
26. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日　平成14年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　△1,329百万円
27. 出資1口当たりの純資産　6,954円67銭
28. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行いリスクコントロールに努めております。また、その一環として、デリバティブ取引も行っております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。
当金庫グループでは、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
当金庫グループは、リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するほか、経営陣によって構成されたリスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスク状況を統合的に把握・管理する体制をとっております。リスク管理委員会ではリスク状況を定期的に議論するほか、金融環境の変化時には即座に同委員会を開催するなど機動的な態勢をとっております。リスク管理体制の整備についても、リスク管理基本規定を基に各リスクの管理規定及び年度リスク管理方針を制定し、また、定量的な管理方法や手続等を定めた統合的リスク管理規定や各リスク計測マニュアルを整備しております。
①信用リスクの管理
当金庫グループは、与信業務の基本的な理念や手続等を定めた「クレジットポリシー」をはじめ、融資共通事務手続きや各種商品の事務規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部等により行われ、また、定期的に常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理し、その状況等は企画部がモニタリングしております。
②市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当金庫グループは定期的に金利の変動リスクの計測・評価を行い、ALM委員会等で協議検討し必要に応じて経営陣へ報告するなど、適宜、対策を講じる態勢としております。
定期的に企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会等に報告しております。
なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップも行っております。
(ii) 為替リスクの管理
当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、為替持高を正確に把握し、為替相場の変動により被るリスクの回避に努め、為替相場の変動による収益への影響度を把握しております。
(iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会が承認した、資金運用関連規定、資金運用計画及び資金運用方針に従い行われております。
このうち、資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は常勤理事会をはじめ、リスク管理委員会等へ定期的に報告されております。
(iv) デリバティブ取引
デリバティブ取引に関しては、資金運用関連規定、資金運用計画、及び資金運用方針等に基づき実施されております。
(v) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」及び「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引等であります。
当金庫グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、「有価証券」の市場リスク量をVaRにより日次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。「有価証券」を除く金融資産及び金融負債につきましても、「「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」において通貨ごとに規定された金利ショック」を用いた経済価値の変動額を金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当金庫グループのVaRは分散共分散法(保有期間3ヵ月、信頼区間99%、観測期間1年)により算出しており、令和4年3月31日現在で当金庫グループの市場リスク量(損失額の推計値)は、4,955百万円です。
なお、当金庫グループでは、モデルが算出するVaRと評価損益との関係を検証するバックテスティングを実施しております。ただし、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉していると考えておりますが、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の確率での市場リスク量(損失額の推計値)を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
「有価証券」を除く金融資産及び金融負債に係る、当連結会計年度末の上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合の経済価値の変動額は、138百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
③資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫グループは、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価等の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
29. 金融商品の時価等に関する事項
令和4年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。((注2)参照)。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預け金(＊1)	173,385	173,251	△133
(2) 有価証券	246,765	246,810	45
満期保有目的の債券	5,357	5,403	45
その他有価証券	241,407	241,407	－
(3) 貸出金	327,234		
貸倒引当金(＊2)	△4,140		
	323,093	324,198	1,104
金 融 資 産 計	**743,244**	**744,261**	**1,016**
(1) 預金積金	706,220	706,395	174
金 融 負 債 計	**706,220**	**706,395**	**174**
デリバティブ取引(＊3)			
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	(20)	(20)	－
デリバティブ取引計	**(20)**	**(20)**	**－**

(＊1)預け金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
(＊2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
(＊3)その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　)で表示しております。

(注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)
金融資産
(1)現金及び預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、無リスクの市場金利(1年未満は対TIBOR、1年以上は対TONAの円／円スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。また、利払いごとに預入先の金融機関が満期を繰り上げることができる預け金(いわゆるコーラブル預金)については、合理的に算定された価額を時価としております。
(2)有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については30.から31.に記載しております。
(3)貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び残存期間、内部格付に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(1年未満は対TIBOR、1年以上は対TONAの円／円スワップレート)に内部格付区分に対応した信用コスト率及び経費率を加算した率で割り引いて時価を算定しております。固定金利による住宅ローンについては、元利金の合計額を残存期間と同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(3ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。
貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
金融負債
(1)預金積金
要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、残存期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期(3ヵ月以内)のもの及び変動金利型のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
デリバティブ取引
デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)であり、割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2)市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区　分	連結貸借対照表計上額
関連法人等株式(＊1)	136
非上場株式(＊1)	118
信金中央金庫出資金(＊1)	3,155
合　計	**3,410**

(＊1)関連法人等株式、非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預け金(＊1)	38,300	74,000	10,000	3,000
有価証券(＊2)	19,209	44,416	71,031	56,910
満期保有目的の債券	4,111	650	342	252
その他有価証券のうち満期があるもの	15,097	43,765	70,689	56,658
貸出金(＊3)	56,395	106,019	72,545	68,567
合　計	**113,904**	**224,436**	**153,577**	**128,478**

(＊1)現金及び預け金のうち、現金及び当座預金や普通預金など明確な期間の定めがないものは含めておりません。
(＊2)有価証券のうち、株式や投資信託など償還予定額が明確に見込めないものは含めておりません。
(＊3)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)主な有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超
預金積金(＊1)	626,013	78,663	1,543	－
合　計	**626,013**	**78,663**	**1,543**	**－**

(＊1)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」のうち、信託受益権等が含まれております。以下、31.まで同様であります。
満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種　類	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国　債	－	－	－
	地方債	3,198	3,232	34
	短期社債	－	－	－
	社　債	2,159	2,170	10
	その他	1,562	1,661	99
	小　計	6,919	7,064	144
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国　債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社　債	－	－	－
	その他	3,264	3,224	△40
	小　計	3,264	3,224	△40
合　計		**10,184**	**10,289**	**104**

その他有価証券

(単位:百万円)

	種　類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差　額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	－	－	－
	債　券	65,317	64,008	1,308
	国　債	1,543	1,508	34
	地方債	29,736	28,989	746
	短期社債	－	－	－
	社　債	34,037	33,509	527
	その他	72,058	68,560	3,498
	小　計	137,375	132,568	4,807
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	78	98	△20
	債　券	53,369	53,923	△553
	国　債	3,379	3,436	△56
	地方債	5,033	5,085	△52
	短期社債	6,999	6,999	－
	社　債	37,956	38,401	△444
	その他	50,583	52,912	△2,329
	小　計	104,031	106,934	△2,903
合　計		**241,407**	**239,503**	**1,904**

31. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株　式	267	7	－
債　券	1,101	27	－
国　債	502	3	－
地方債	－	－	－
短期社債	－	－	－
社　債	599	24	－
その他	12,503	579	21
合　計	**13,871**	**614**	**21**

32. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,000	1,000	－	－	－

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、26,244百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが14,657百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
34. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

退職給付債務	△2,214
年金資産(時価)	2,549
未積立退職給付債務	334
会計基準変更時差異の未処理額	－
未認識数理計算上の差異	△334
未認識過去勤務費用(債務の減額)	－
連結貸借対照表計上額の純額	△0
退職給付に係る資産	－
退職給付に係る負債	△0

35. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項
企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当連結会計年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。
契約資産　－百万円
顧客との契約から生じた債権　4百万円
契約負債　11百万円
36. 会計方針の変更
企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31 日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。
企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(令和元年7月4日)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。
37. 表示方法の変更
信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

連結損益計算書の注記事項

注 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額156円33銭
3. 「その他の経常費用」には、貸出金償却91,607千円を含んでおります。
4. 減損損失に関する事項は次の通りであります。

(単位:千円)

地域	主な用途	種類	金額
姫路市	営業用店舗等　3カ所	土地	1,139
		建物	－
姫路市	遊休資産　1カ所	土地	21,557
		建物	478
その他	遊休資産　2カ所	土地	1,239
		建物	7,652
合　計			**32,066**

資産のグルーピングは主として営業店をそれぞれ1つの単位としております。但し、遊休資産は個々の資産グループとして取扱っております。
上記の資産グループについては、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。
当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額または使用価値であり、正味売却価額は不動産鑑定評価等に基づき算定しております。また、使用価値は、営業活動から生じる将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いて算定しております。
5. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当連結会計年度における顧客との契約から生じる収益は、1,107,147千円であります。
6. 収益を理解するための基礎となる情報は、連結貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

子会社等に関する事項

自己資本の充実の状況について

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

資本調達手段の区分	内　　容
普　通　出　資	発行主体：兵庫信用金庫 コア資本に係る基礎項目の額に 算入された額：2,400百万円

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本比率は10.40%と国内基準の4%を上回っており、経営の健全性･安全性を保っていると評価しております。

また、将来の自己資本の充実策については、第9次中期経営計画や年度ごとに掲げる事業方針に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

あわせて、35ページ“自己資本比率について”もご参照ください。

信用リスクに関する項目

■信用リスク管理の方針及び手続の概要

10ページ“リスク管理体制”をご参照ください。

■リスク･ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク･ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

･株式会社格付投資情報センター（R&I）
･株式会社日本格付研究所（JCR）
･ムーディーズ･インベスターズ･サービス･インク（Moody's）
･S&Pグローバル･レーティング（S&P）

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保･有価証券担保･保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、多面的角度より可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で契約いただく等、適切な取扱に努めております。

当金庫が扱う担保には、預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続は、「融資共通事務手続」及び「不動産担保取扱基準」「有価証券担保取扱基準」等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、金庫が定める事務規定等により適切な取扱に努めております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることがないよう、分散に努めております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っております。具体的には、金利スワップ取引、為替先物予約取引、有価証券（投資信託）関連取引として株価指数先物取引があります。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産･負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる運用方針の中で定めている投資枠内での取引に限定しております。

以上により当該取引にかかる市場リスク･信用リスクとも適切なリスク管理に努めております。なお、長期決済期間取引は該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫における証券化取引の役割は、投資家並びにオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてリスク管理委員会等で協議し、適切なリスク管理に努めております。また、取引にあたっては、「資金運用関連規定」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用･管理を行っております。

なお、オリジネーターにあたる取引はございません。

■証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク･ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク･ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

･株式会社格付投資情報センター（R&I）
･株式会社日本格付研究所（JCR）
･ムーディーズ･インベスターズ･サービス･インク（Moody's）
･S&Pグローバル･レーティング（S&P）

■体制の整備及び運用状況の概要

当金庫は、証券化商品（再証券化商品を含む。以下同じ）への投資にあたり、次の事項を事前に確認することとしております。

･市場環境、証券化商品および裏付資産に係る市場の状況等
･証券化商品に関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であること

当金庫は、証券化商品の裏付資産の状況･パフォーマンス、証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行ったうえで、投資の可否を決定しております。

また、保有している証券化商品の管理については、定期的あるいは適時に証券化商品及びその裏付資産に係る情報を日本証券業協会ホームページや証券会社等から収集し、担当役員及びリスク管理の統括部署に報告し、統括部署は必要に応じ信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行う体制としております。

オペレーショナル･リスクに関する項目

■リスク管理の方針及び手続の概要

10ページ“リスク管理体制”をご参照ください。

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、リスク限度枠、ポジション枠の遵守状況を定期的にリスク管理委員会等へ報告しています。

一方、非上場株式やベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、「資金運用関連規定」に基づいた適正な運用･管理を行っています。リスク状況につきましても、定期的にモニタリングし、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

銀行勘定の金利リスクに関する事項

イ.「リスク管理の方針及び手続の概要」

(1)リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値（現在価値）や、貸出金の金利差などから得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクをいい、当金庫は、定期的に計測･評価を行い、経営体力に応じたリスクの範囲で健全性、収益性の維持向上を図る方針の下、適宜、対応を講じる態勢としております。

(2)リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

具体的に、当金庫は、銀行勘定の全ての資産、負債、オフバランス取引を対象に、一定のストレス的な金利変動シナリオを想定した場合に発生する損失額の計測や、金利更改期を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響などを定期的に評価し、ALM委員会等で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣に報告するなど、資産、負債等の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。

(3)金利リスク計測の頻度

銀行勘定の金利リスクは、毎月末を基準日として、月次で計測しております。

(4)ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明

当金庫は、必要に応じて、有価証券の売買等を通じた資産構成の見直し、金利改定の平均満期短期化や金利スワップ取引等のヘッジ取引により金利リスクの削減を図る方針としております。

ロ.「金利リスクの算定手法の概要」

(1)開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVE及び⊿NII（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ。）並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

③流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

⑤複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。

⑥スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ･フローに含めるか否か等）

スプレッドは考慮しておりません。

⑦内部モデルの使用等、⊿EVE及び⊿NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

該当事項はございません。

⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明

⊿EVEは資産構成の見直し等により前期末から減少いたしました。

⊿NIIは資産構成の見直し等により前期末から減少いたしました。

⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

重要性テスト（⊿EVE/自己資本）は、監督上の基準である20%を上回っておりますが、銀行勘定の金利リスクが顕在化しても自己資本比率4%（国内基準）を確保できる水準となっております。

(2)銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVE及び⊿NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

①金利ショックに関する説明

②金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVE及び⊿NIIと大きく異なる点）

当金庫では、有価証券の金利リスクとして、VaR及び125BPVを計測しております。VaR計測においては、過去5年間の金利変動に基づく金利ショックとヒストリカル･シナリオに基づく金利ショックを前提条件としております。

単体における事業年度の開示事項

自己資本の構成に関する事項

■単体自己資本比率

（単位：百万円）

項　　目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目　（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	30,389	31,025
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,392	2,400
うち、利益剰余金の額	28,092	28,720
うち、外部流出予定額（△）	95	94
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	738	753
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	738	753
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	106	68
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	31,234	31,847
コア資本に係る調整項目　（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	185	113
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	185	113
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	0	6
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	186	120
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	31,047	31,727
リスク・アセット等　（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	293,785	290,888
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 637	△ 661
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	787	763
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,240	14,179
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	308,025	305,068
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	10.07%	10.40%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	293,785	11,751	290,888	11,635
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	271,633	10,865	264,144	10,565
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	250	10	250	10
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	823	32	911	36
地方三公社向け	353	14	378	15
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	35,524	1,420	34,567	1,382
法人等向け	96,484	3,859	93,013	3,720
中小企業等向け及び個人向け	61,779	2,471	59,153	2,366
抵当権付住宅ローン	6,005	240	5,664	226
不動産取得等事業向け	44,568	1,782	45,305	1,812
3月以上延滞等	1,680	67	866	34
取立未済手形	35	1	37	1
信用保証協会等による保証付	2,399	95	1,959	78
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	7,079	283	6,372	254
出資等のエクスポージャー	7,079	283	6,372	254
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	14,649	585	15,662	626
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	4,358	174	4,120	164
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,375	95	2,375	95
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	242	9	763	30
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	7,673	306	8,402	336
② 証券化エクスポージャー	1,171	46	1,004	40
証券化　STC要件適用分	—	—	—	—
証券化　非STC要件適用分	1,171	46	1,004	40
再証券化	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	20,879	835	25,072	1,002
ルック・スルー方式	20,879	835	25,072	1,002
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	787	31	763	30
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	738	29	1,330	53
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,240	569	14,179	567
ハ. 単体総所要自己資本額　（イ+ロ）	308,025	12,321	305,068	12,202

（注）1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等です。
3. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
〈オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法〉
$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$
5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 ／ 業種・期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										3月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券				デリバティブ取引			
					国内		国外					
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製造業	41,526	40,228	25,336	23,687	15,886	16,239	303	301	—	—	63	79
農業、林業	558	540	558	540	—	—	—	—	—	—	0	0
漁業	298	291	298	291	—	—	—	—	—	—	—	4
鉱業、採石業、砂利採取業	215	196	215	196	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	44,427	43,955	42,521	42,161	1,905	1,794	—	—	—	—	181	198
電気・ガス・熱供給・水道業	3,648	4,480	27	26	3,414	4,258	205	195	—	—	—	—
情報通信業	1,424	3,086	1,033	893	391	2,193	—	—	—	—	—	33
運輸業、郵便業	16,978	15,796	8,051	7,636	8,927	8,159	—	—	—	—	10	—
卸売業、小売業	32,463	30,847	29,048	27,660	3,414	3,186	—	—	—	—	289	212
金融業、保険業	193,921	197,315	7,147	9,042	16,503	17,470	31,970	33,364	2,460	4,434	—	—
不動産業	85,241	82,743	78,544	76,227	6,697	6,516	—	—	—	—	521	143
物品賃貸業	1,579	1,496	1,579	1,496	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	3,987	3,690	3,987	3,690	—	—	—	—	—	—	—	6
宿泊業	4,779	3,755	4,779	3,755	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	9,091	8,437	9,091	8,437	—	—	—	—	—	—	189	179
生活関連サービス業、娯楽業	16,946	15,507	16,347	15,507	598	—	—	—	—	—	53	38
教育、学習支援業	859	786	859	786	—	—	—	—	—	—	299	—
医療、福祉	13,095	12,725	13,095	12,530	—	195	—	—	—	—	2	—
その他のサービス	10,408	10,264	10,408	10,264	—	—	—	—	—	—	47	39
国・地方公共団体等	130,531	137,722	33,421	28,924	58,768	59,774	17,015	16,893	—	—	—	—
個人	79,879	78,293	79,879	78,293	—	—	—	—	—	—	206	185
その他	41,735	42,676	—	—	2,752	4,256	16,444	16,767	—	—	—	—
業種別合計	733,595	734,838	366,231	352,049	119,259	124,045	65,939	67,523	2,460	4,434	1,865	1,122
1年以下	95,867	100,267	49,017	43,758	11,049	18,204	500	1,005	—	—		
1年超3年以下	122,927	120,799	29,498	25,515	16,937	9,120	9,491	12,163	—	—		
3年超5年以下	51,086	57,622	34,431	33,113	6,791	8,971	9,398	14,160	465	1,377		
5年超7年以下	58,893	56,244	24,081	21,969	17,011	17,582	16,831	14,693	967	—		
7年超10年以下	120,778	117,175	68,199	68,388	21,823	26,000	16,755	12,756	—	2,030		
10年超	190,337	188,166	128,202	127,927	45,144	43,466	12,962	12,745	1,027	1,026		
期間の定めのないもの	93,705	94,562	32,799	31,376	501	699	—	—	—	—		
残存期間別合計	733,595	734,838	366,231	352,049	119,259	124,045	65,939	67,523	2,460	4,434		

（注）1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。
2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

49ページをご参照ください。

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期末残高		当期増減額			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製造業	177	219	78	42	—	—
農業、林業	4	4	△0	△0	—	—
漁業	3	3	0	△0	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	123	110	△8	△12	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	15	—	15	—	—
運輸業、郵便業	1,171	1,118	△54	△53	—	—
卸売業、小売業	194	209	8	15	16	2
金融業、保険業	—	140	—	140	—	—
不動産業	412	785	45	373	17	85
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	79	45	5	△33	—	3
宿泊業	0	159	0	159	—	—
飲食業	55	82	△9	26	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	360	368	△18	7	40	—
教育、学習支援業	5	3	1	△1	—	—
医療、福祉	25	26	0	0	—	—
その他のサービス	45	153	1	107	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人	126	111	△30	△14	—	—
その他	51	51	△18	△0	—	—
業種別合計	2,838	3,609	△1	771	75	91

（注）1. 当金庫は国内の限定されたエリアにて事業活動を行なっているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	196,271	—	206,714
10%	—	32,427	—	29,108
20%	35,546	142,024	37,546	143,258
35%	—	17,159	—	16,185
50%	49,092	22,294	51,991	24,138
75%	—	72,833	—	67,967
100%	9,577	125,780	10,601	117,837
150%	—	641	—	297
200%	—	—	—	—
250%	3,400	—	3,400	—
1250%	—	—	—	—
合計	97,615	609,432	103,540	605,507

（注）1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

ポートフォリオ ／ 信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	7,254	6,551	22,382	24,093	—	—

※当金庫は適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

（単位：百万円）

	令和2年度	令和3年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	12	14
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	12	14

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
派生商品取引合計	2,460	4,434	2,460	4,434
外国為替関連取引	—	—	—	—
金利関連取引	2,460	4,434	2,460	4,434
金関連取引	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—
貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	2,460	4,434	2,460	4,434

※グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

証券化エクスポージャーに関する事項 オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

■原資産の合計額等

該当する取引はございません。

■原資産を構成するエクスポージャーに係る3月以上延滞エクスポージャーの額等

該当する取引はございません。

■証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

該当する取引はございません。

■当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略

該当する取引はございません。

■証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

該当する取引はございません。

■保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当する取引はございません。

■保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当する取引はございません。

■証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

該当する取引はございません。

■早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

該当する取引はございません。

■保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当する取引はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項
投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

■保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

（単位：百万円）

	令和2年度	令和3年度
証券化エクスポージャーの額	4,403	3,966
金銭信託	—	—
貸出債権	970	702
住宅ローン	3,433	3,264

■保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
15～ 50%未満	3,433	—	3,264	—	27	—	26	—
50～100%未満	970	—	702	—	19	—	14	—
100～250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—				

※所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%
ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

■再証券化エクスポージャー

該当する取引はございません。

出資等エクスポージャーに関する事項

■貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	2,792	2,792	2,155	2,155
非上場株式等	4,288	—	4,196	—
合計	7,080	2,792	6,352	2,155

※投資信託等の裏付資産のうち出資等に該当するものは、上場株式等に含めております。

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	令和2年度	令和3年度
売却益	384	239
売却損	10	22
償却	0	0

※損益計算書における損益の額を記載しております。

■貸借対照表で認識され、且つ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和2年度	令和3年度
評価損益	47	△ 31

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和2年度	令和3年度
評価損益	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和2年度	令和3年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	43,894	53,062
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1 ： 金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		⊿EVE		⊿NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	16,815	17,718	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	36	46
3	スティープ化	14,005	13,825		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	16,815	17,718	36	46
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	31,727		31,047	

※金利リスクの算定方法の概要等は、「銀行勘定の金利リスクに関する事項」に記載しております。

連結会計年度の開示事項

その他金融機関等(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する項目はございません。

（注）自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

自己資本の構成に関する事項

■連結自己資本比率

（単位：百万円）

項目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目　(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	30,519	31,164
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,392	2,400
うち、利益剰余金の額	28,223	28,859
うち、外部流出予定額（△）	95	94
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	738	753
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	738	753
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	106	68
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額　(イ)	31,364	31,986
コア資本に係る調整項目　(2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	185	113
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	185	113
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	0	6
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額　(ロ)	186	120
自己資本		
自己資本の額（(イ)－(ロ)）　(ハ)	31,177	31,866
リスク・アセット等　(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	293,858	290,965
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 637	△ 661
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	787	763
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,220	14,159
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額　(ニ)	308,079	305,124
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（(ハ)／(ニ)）	10.12%	10.44%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	令和2年度 リスク・アセット	令和2年度 所要自己資本額	令和3年度 リスク・アセット	令和3年度 所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	293,858	11,754	290,965	11,638
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	271,707	10,868	264,220	10,568
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	250	10	250	10
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	823	32	911	36
地方三公社向け	353	14	378	15
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	35,524	1,420	34,567	1,382
法人等向け	96,484	3,859	93,013	3,720
中小企業等向け及び個人向け	61,779	2,471	59,153	2,366
抵当権付住宅ローン	6,005	240	5,664	226
不動産取得等事業向け	44,568	1,782	45,305	1,812
3月以上延滞等	1,680	67	866	34
取立未済手形	35	1	37	1
信用保証協会等による保証付	2,399	95	1,959	78
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	7,079	283	6,372	254
出資等のエクスポージャー	7,079	283	6,372	254
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	14,722	588	15,738	629
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	4,358	174	4,120	164
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,375	95	2,375	95
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	242	9	763	30
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	7,746	309	8,479	339
② 証券化エクスポージャー	1,171	46	1,004	40
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
証券化 非STC要件適用分	1,171	46	1,004	40
再証券化	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	20,879	835	25,072	1,002
ルック・スルー方式	20,879	835	25,072	1,002
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	787	31	763	30
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	738	29	1,330	53
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,220	568	14,159	566
ハ. 連結総所要自己資本額 （イ+ロ）	308,079	12,323	305,124	12,204

（注）1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
〈オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法〉
粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15% ／ 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 ／ 業種・期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高 令和2年度	令和3年度	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引 令和2年度	令和3年度	債券 国内 令和2年度	令和3年度	債券 国外 令和2年度	令和3年度	デリバティブ取引 令和2年度	令和3年度	3月以上延滞エクスポージャー 令和2年度	令和3年度
製造業	41,526	40,228	25,336	23,687	15,886	16,239	303	301	—	—	63	79
農業、林業	558	540	558	540	—	—	—	—	—	—	0	0
漁業	298	291	298	291	—	—	—	—	—	—	—	4
鉱業、採石業、砂利採取業	215	196	215	196	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	44,427	43,955	42,521	42,161	1,905	1,794	—	—	—	—	181	198
電気・ガス・熱供給・水道業	3,648	4,480	27	26	3,414	4,258	205	195	—	—	—	—
情報通信業	1,424	3,086	1,033	893	391	2,193	—	—	—	—	—	33
運輸業、郵便業	16,978	15,796	8,051	7,636	8,927	8,159	—	—	—	—	10	—
卸売業、小売業	32,463	30,847	29,048	27,660	3,414	3,186	—	—	—	—	289	212
金融業、保険業	193,921	197,315	7,147	9,042	16,503	17,470	31,970	33,364	2,460	4,434	—	—
不動産業	85,241	82,743	78,544	76,227	6,697	6,516	—	—	—	—	521	143
物品賃貸業	1,579	1,496	1,579	1,496	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	3,987	3,690	3,987	3,690	—	—	—	—	—	—	—	6
宿泊業	4,779	3,755	4,779	3,755	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	9,091	8,437	9,091	8,437	—	—	—	—	—	—	189	179
生活関連サービス業、娯楽業	16,946	15,507	16,347	15,507	598	—	—	—	—	—	53	38
教育、学習支援業	859	786	859	786	—	—	—	—	—	—	299	—
医療、福祉	13,095	12,725	13,095	12,530	—	195	—	—	—	—	2	—
その他のサービス	10,408	10,264	10,408	10,264	—	—	—	—	—	—	47	39
国・地方公共団体等	130,531	137,722	33,421	28,924	58,768	59,774	17,015	16,893	—	—	—	—
個人	79,879	78,293	79,879	78,293	—	—	—	—	—	—	206	185
その他	41,808	42,753	—	—	2,752	4,256	16,444	16,767	—	—	—	—
業種別合計	733,669	734,915	366,231	352,049	119,259	124,045	65,939	67,523	2,460	4,434	1,865	1,122
1年以下	95,867	100,267	49,017	43,758	11,049	18,204	500	1,005	—	—		
1年超3年以下	122,927	120,799	29,498	25,515	16,937	9,120	9,491	12,163	—	—		
3年超5年以下	51,086	57,622	34,431	33,113	6,791	8,971	9,398	14,160	465	1,377		
5年超7年以下	58,893	56,244	24,081	21,969	17,011	17,582	16,831	14,693	967	—		
7年超10年以下	120,778	117,175	68,199	68,388	21,823	26,000	16,755	12,756	—	2,030		
10年超	190,337	188,166	128,202	127,927	45,144	43,466	12,962	12,745	1,027	1,026		
期間の定めのないもの	93,778	94,639	32,799	31,376	501	699	—	—	—	—		
残存期間別合計	733,669	734,915	366,231	352,049	119,259	124,045	65,939	67,523	2,460	4,434		

（注）1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。
2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

49ページをご参照ください。

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

58ページをご参照ください。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャーの額 令和2年度 格付有り	令和2年度 格付無し	令和3年度 格付有り	令和3年度 格付無し
0%	—	196,272	—	206,714
10%	—	32,427	—	29,108
20%	35,546	142,024	37,546	143,258
35%	—	17,159	—	16,185
50%	49,092	22,294	51,991	24,138
75%	—	72,833	—	67,967
100%	9,577	125,853	10,601	117,914
150%	—	641	—	297
200%	—	—	—	—
250%	3,400	—	3,400	—
1250%	—	—	—	—
合計	97,615	609,506	103,540	605,584

（注）1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

59ページをご参照ください。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

59ページをご参照ください。

証券化エクスポージャーに関する事項

59・60ページをご参照ください。

出資等エクスポージャーに関する事項

60ページをご参照ください。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

60ページをご参照ください。

金利リスクに関する事項

60ページをご参照ください。

ひょうしんのネットワーク

店舗一覧（令和4年7月31日現在）

地区	店名	住所		TEL	キャッシュコーナー稼働時間 平日	土・日曜日・祝日
姫路市	1 本部	〒670-0935	姫路市北条口三丁目27番地	079(282)1255	—	—
	1 本店営業部	〒670-0935	姫路市北条口三丁目27番地	079(282)1340	8:00~21:00	9:00~19:00
	2 飾磨支店	〒672-8051	姫路市飾磨区清水111番地	079(234)1313	8:00~21:00	9:00~19:00
	3 西飾磨支店	〒672-8079	姫路市飾磨区今在家四丁目20番地の1	079(234)1311	8:00~21:00	9:00~19:00
	4 広畑支店	〒671-1121	姫路市広畑区東新町一丁目10番地の2	079(236)3001	8:00~21:00	9:00~19:00
	5 蒲田出張所	〒671-1103	姫路市広畑区西夢前台四丁目213番地	079(236)2727	8:00~21:00	9:00~19:00
	6 網干支店	〒671-1234	姫路市網干区新在家1406番地	079(272)0881	8:00~21:00	9:00~19:00
	7 網干駅支店	〒671-1227	姫路市網干区和久294番地の1	079(272)4433	8:00~21:00	9:00~19:00
	8 白浜支店	〒672-8023	姫路市白浜町甲329番地	079(246)1751	8:00~21:00	9:00~19:00
	9 姫路中央支店	〒670-0965	姫路市東延末二丁目163番地	079(223)7871	8:00~21:00	9:00~19:00
	10 今宿支店	〒670-0055	姫路市神子岡前一丁目2番10号	079(298)3567	8:00~21:00	9:00~19:00
	11 城西支店	〒670-0084	姫路市東辻井二丁目6番31号	079(293)1111	8:00~21:00	9:00~19:00
	12 野里駅前支店	〒670-0806	姫路市増位新町二丁目18番地	079(224)2345	8:00~21:00	9:00~19:00
	13 御立支店	〒670-0074	姫路市御立西六丁目3番28号	079(297)4555	8:00~21:00	9:00~19:00
	14 家島支店	〒672-0101	姫路市家島町真浦2140番地	079(325)1122	8:45~17:00	—
	15 坊勢出張所	〒672-0103	姫路市家島町坊勢133番地	079(327)1221	10:00~15:00	—
神戸市	16 神戸中央支店	〒650-0004	神戸市中央区中山手通二丁目4番11号	078(391)6011	8:00~21:00	9:00~19:00
	17 神戸駅前支店	〒652-0804	神戸市兵庫区塚本通四丁目3番5号（御旅支店内）	078(575)8886	8:00~21:00	9:00~19:00
	18 御旅支店	〒652-0804	神戸市兵庫区塚本通四丁目3番5号	078(575)8886	8:00~21:00	9:00~19:00
	19 新長田支店	〒653-0841	神戸市長田区松野通三丁目3番28号	078(611)6331	8:00~21:00	9:00~19:00
	20 六甲支店	〒657-0027	神戸市灘区永手町三丁目4番15号	078(851)2311	8:00~21:00	9:00~19:00
	21 五毛出張所	〒657-0815	神戸市灘区薬師通一丁目2番7号	078(881)6211	8:45~21:00	9:00~19:00
	22 滝の茶屋支店	〒655-0883	神戸市垂水区王居殿一丁目5番2号	078(751)1955	8:00~21:00	9:00~19:00
	23 学が丘支店	〒655-0004	神戸市垂水区学が丘四丁目22番41号	078(782)8111	8:00~21:00	9:00~19:00
	24 東灘支店	〒658-0011	神戸市東灘区森南町一丁目6番5号	078(451)0161	8:45~21:00	9:00~19:00
	25 藤原台支店	〒651-1321	神戸市北区有野台二丁目1の1	078(981)5552	8:00~21:00	9:00~19:00
	26 山の街支店	〒651-1221	神戸市北区緑町六丁目1番1号	078(581)0011	8:00~21:00	9:00~19:00
	27 鈴蘭台支店	〒651-1113	神戸市北区鈴蘭台南町六丁目14番20号	078(592)5881	8:45~21:00	9:00~19:00
西宮市	28 甲子園支店	〒663-8151	西宮市甲子園洲鳥町9番10号	0798(47)4151	8:00~21:00	9:00~19:00
明石市	29 大久保支店	〒674-0058	明石市大久保町駅前二丁目6番地の5	078(936)6231	8:00~21:00	9:00~19:00
加古川市	30 東加古川支店	〒675-0101	加古川市平岡町新在家275番地	079(423)2455	8:45~21:00	9:00~19:00
	31 加古川支店	〒675-0065	加古川市加古川町篠原町50番地の7	079(423)0131	8:45~21:00	9:00~19:00
高砂市	32 高砂支店	〒676-0072	高砂市伊保港町一丁目8番1号	079(448)6001	8:00~21:00	9:00~19:00
たつの市	33 御津支店	〒671-1341	たつの市御津町釜屋10番地の5	079(322)1151	8:00~21:00	9:00~19:00
	34 新宮支店	〒679-4313	たつの市新宮町新宮1040番地13	0791(75)3211	8:45~21:00	9:00~19:00
相生市	35 相生支店	〒678-0031	相生市旭一丁目2番地の3	0791(22)4425	8:45~21:00	9:00~19:00
赤穂市	36 赤穂支店	〒678-0239	赤穂市加里屋50番地の6	0791(43)1301	8:00~21:00	9:00~19:00
	37 尾崎出張所	〒678-0226	赤穂市さつき町11番地の9	0791(45)1238	8:00~21:00	9:00~19:00
揖保郡	38 太子支店	〒671-1561	揖保郡太子町鵤1327番地の7	079(276)4141	8:00~21:00	9:00~19:00
赤穂郡	39 上郡支店	〒678-1231	赤穂郡上郡町上郡1645番地の81	0791(52)0330	8:45~21:00	9:00~19:00
佐用郡	40 佐用支店	〒679-5301	佐用郡佐用町佐用3013番地	0790(82)2224	8:00~21:00	9:00~19:00

営業地区

姫路市・加古川市・高砂市・赤穂市・相生市・加西市・明石市
小野市・三木市（旧美嚢郡吉川町を除く）・三田市・神戸市
芦屋市・西宮市・宝塚市・尼崎市・宍粟市・たつの市・揖保郡
赤穂郡・佐用郡・加古郡・神崎郡

店外ATM一覧

店名	設置場所	キャッシュコーナー稼働時間 平日	土・日曜日・祝日
大津出張所	姫路市大津区天神町二丁目65番地	8:45~21:00	9:00~19:00
妻鹿出張所	姫路市飾磨区妻鹿899番地の2	8:45~21:00	9:00~19:00
イオンモール姫路リバーシティー出張所	イオンモール姫路リバーシティー 1階	9:00~21:00	9:00~19:00
イオンモール姫路大津出張所	イオンモール姫路大津 1階	9:00~21:00	9:00~19:00
姫路赤十字病院出張所	姫路赤十字病院2階ホール	8:00~20:00	9:00~17:00
ヤマダストアー網干店出張所	ヤマダストアー網干店入口横	9:00~21:00	9:00~19:00
ヤマダストアー新辻井店出張所	ヤマダストアー新辻井店 2階	9:00~21:00	9:00~19:00
コープ砥堀出張所	コープ姫路砥堀店 1階	9:00~21:00	9:00~19:00
コープ田寺出張所	コープ姫路田寺店 1階	8:00~20:00	9:00~17:00
新開地出張所	神戸市中央区中町通四丁目2番16号	8:45~21:00	—
エコール・リラ出張所	エコール・リラショッピングセンター本館 2階	9:00~21:00	9:00~19:00
久崎出張所	佐用郡佐用町久崎248番地の8	8:45~21:00	9:00~19:00
主婦の店赤穂店出張所	主婦の店赤穂店内	9:00~21:00	9:00~19:00

■ひょうしんホームページアドレス https://www.shinkin.co.jp/hyoshin/